

CNNニュース No.100

2020/1/10 発行

プライバシー
インターナショナル
ジャパン (PIJ)
国民番号問題検討
市民ネットワーク
Citizens Network Against
National ID Numbers (CNN)



季刊発行
年4回刊

謹賀新年

祝 CNN ニュース 100 号発刊、ご支援ありがとう

■ 巻頭言 ■

「M 国党、M 国日本」のすすめ！ —— 座して待つよりは打ってでよう！！ ——

行政が、国民全員に背番号を振りデータ監視する監視国家ドミノがとまらない。マイナンバー（個人番号）制度は憲法が保障するプライバシー権を侵害し違憲だとして、全国8地裁で裁判が起こされた。2019年9月26日、神奈川県内の住民らが個人番号の使用差し止めなどを国に求めた裁判の判決公判で、横浜地裁は原告（住民）側の請求を棄却した。同種訴訟では、初の判決だ。

憲法が保障する三権分立とは、国家権力を、司法・立法・行政に分けて相互牽制する仕組みだ。そこで、行政の横暴のストップを求め、市民は、司法に訴えた。しかし、司法は、行政追従、国家体制の維持を優先する判断をくだした。後は、立法府に助けを求めるしかない。だが、既成の最大野党は、番号には無関心を装っている。最大野党勢力の元祖が「マイナンバーの父」であることも一因だ。

2017年12月6日、NHKが受信料の支払いに応じない男性に対して起こした裁判で、最高裁判所大法廷（寺田逸郎長官／当時）はNHKの受信料を規定した放送法64条1項について、「憲法に違反するものではない」との判断を示した。ここでも、司法は、国家体制の維持を優先する判断をくだした。後は、立法に支援を求めるしかない。しかし、既成の「名ばかり野党」は、このNHK受信料問題にも触れたがらない。

裁判闘争、行政の動き批判する市民運動も大事

◆ 主な記事 ◆

- ・ 巻頭言～「M 国党、M 国日本」のすすめ！
- ・ 討論会：マイナシポータルのすすめ
- ・ マイナカード拡大ストップ院内集会開催される
- ・ マイナンバー／ICカードを使わない電子政府のすすめ

である。しかし、個人番号で国民を監視する危ない構想をストップさせるには、運動のステップアップも必要だ

2019年7月の参院選では、「シングルイシュー（single issue）政党」が議席を得た。「NHKから国民を守る党」（通称「N 国」または「N 国党」）やれいわ新選組である。確かに、N 国は、よくわからない政党である。だが、N 国、「消費税廃止」を掲げるれいわ新選組は、給料泥棒集団のようにもみえる「名ばかり野党」に一泡吹かせた。

マイナンバーに反対するウイングも、次の衆院選、参院選にむけて、「マイナンバーから国民を守る党」（仮称）（通称「M 国」または「M 国党」）の立ち上げも視野にいて、運動をステップアップしてはどうか。人材は豊富にいる。このイシューでは、自治体議員とも連携も広がっていきけるはずだ。資金は当面クラウドファンディングで集められる。

PIJの相談役を務めている名古屋の河村たかし市長に問う。〰️ポスト市長、は、「減税日本」から「M 国日本[マイナンバーから日本国民を守る党]」を立ちあげ、国政に帰還してはどうか。市民のプライバシーを護る活動に身を投じ、ひ弱な市民、市民団体などを支援して欲しい。

CNN ニュースは、年4回、25年間継続で、今号で100号を発行することができた。これもひとえに、会員や市民の熱いご支援と協力のたまものである。心から感謝したい。PIJは、今後とも、ブレずに、市民のプライバシーを護るフロントランナーとして活動が続けていく所存である。新年は、M 国党、M 国日本が正夢になることを祈念している。

2020年1月10日
PIJ 代表 石村 耕治

PIJ25 年のあゆみ、祝 CNN ニュース 100 号発行

マイナシポータルのすすめ

— スマホ全盛時代に IC カードの普及を目指す愚策を問う —

100号記念討論会

石村 耕治 (PIJ代表)

辻村 祥造 (PIJ副代表)

我妻 憲利 (PIJ事務局長)

平野 信吾 (PIJ常任運営委員)

PIJ (プライバシー・インターナショナル・ジャパン) は、1995 年にうぶ声をあげ、同年 1 月 31 日に機関紙『CNN ニュース』(CNN = Citizens Network Against National ID Numbers) 1 号を創刊しました。CNN ニュースは、季刊(年 4 回)です。25 年間休まずに発行をし、2020 年 1 月で 100 号を発行するに至りました。長い間 PIJ と CNN ニュースを支援くださっている PIJ 会員や読者の皆さま方に、心からお礼を申し上げる次第です。

PIJ の創設は、直接のターゲットは、2000 年頃に、総務省など国の役人が、総背番号制である「住基ネット(正式名称「住民基本台帳ネットワーク」)を導入するプランを出してきたことにストップをかけることがねらいだったと思います。当時野党だった民主党は、国民に 11 ケタの背番号(住基コード)をつけて、氏名・生年月日・性別・住所などが記載された住民基本台帳をネットワーク化し、役所が国民を監視する住基ネット導入に反対でした。そこで、PIJ の石村代表が、当時民主党所属の河村たかし衆院議員に働きかけをしました。河村たかし議員は、他の国会議員や各界の著名人からなる「改正住基法を考える国民会議」を立ち上げ、住基ネット導入にストップをかける運動を展開しました。多くの市民団体も、積極的に反対しました。しかし、住基法改正は、成立しました。そして、2002 年に一次稼働、2003 年に本格稼働しました。ほぼ全国の市区町村がネットワークで結ばれました。希望者には IC チップを搭載した住民基本台帳カード(住基カード)が交

付されました。これを利用すれば、住民票の写しが全国どこの市町村でも取れ、転入出手続きが簡単になるとのふれこみでした。しかし、市民には、全国民の基本的な個人情報が一元化、公有化されるとする強い危惧がありました。また、情報の漏洩、悪用、国民総背番号制による監視国家への第一歩となるとの批判もありました。このため、システム参加を拒否または留保した県や市町村が出ました。加えて、住基カードの普及率も、廃止決定のころでも、5%程度と低迷しました。

その後、政権交代があり、民主党政権が誕生しました。この政権は大変身、役所出身の古川元久衆院議員らが音頭をとり、新たな国民背番号制導入プランを出してきたわけです。13 ケタの個人番号制、通称で「マイナンバー」を国民全員につけ、IC 仕様のマイナンバー(個人番号)カード/マイナカードを持たせるプランです。この後は、イケイケドンドンで、番号導入プランは、民衆党政権から自民政権に引き継がれ、番号法(正式には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」)は 2013 年 5 月に成立しました。当然、PIJ は、他の市民団体などとも連携して、マイナンバーというネーミングの国民総背番号制に反対の立場を貫いています。

以上のような経緯を踏まえ、今回は、PIJ 創設時から積極的に活動にかかわってこられた役員の方々にお集まりいただき、PIJ25 年のあゆみ、CNN ニュース 100 号発行を祝して、自由にお話いただくことにしました。

(CNN ニュース編集局 中村克己)

◆ PIJ 25 年のあゆみ

(辻村) 季刊の CNN ニュースを 1995 年 1 月に創刊し、今号で 100 号の発刊にこぎつけました。25 年前の当時は、リアル（目にみえる現実空間）、紙（文書）中心の時代でした。インターネットとかは一般には普及していませんでした。携帯電話がやっと普及しはじめていました。しかし、スマートフォン（スマホ）はありませんでした。ところが、今日、行政もビジネスも、リアルからネット（デジタル／オンライン／サイバー）に大挙して移行しております。また、誰でもスマホやタブレットのようなモバイル（移動）端末を持つ時代に入りました。こうした流れもあって、今日、PIJ の活動は、リアルからネットまで幅広く関係するようになっております。

これから、CNN ニュース 100 号を祝して、「討論会」を開催いたします。PIJ 創設時から活動に参加されて運営に尽力いただいている古手にお集まりいただきました。自由にお話いただきたいと思います。私、辻村が司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

(石村) 創設メンバーで、益子良一税理士や小池幸造税理士のように、PIJ を側面支援していただいている古参の会員もたくさんいらっしゃいます。今回は、古参の 4 人で討論会を行うということです。こちらこそ、よろしくお願いします。

◆ 背番号との闘いの 25 年を振り返る

(辻村) まず、PIJ の事務局をマネジメントいただいている我妻事務局長から、ひと言お願いします。

(我妻) PIJ 創設 25 年、CNN ニュース 100 号とは、大変なことだと思います。営利企業でも、25 年間営業を続けるのは大変な時代です。PIJ のような

非営利／非政府の組織がゴーイングコンサーンとして事業継続ができたというのは、やはり石村代表の力が大きいと思います。それに、会員の熱いサポートがあつてのことだと感じております。まずは、会員の皆さま方に心からお礼を申しあげる次第です。PIJ は、「国

家が人間に生涯不変の番号をつけて、家畜のように管理することはいけない。」という素朴な疑問から活動をはじめたわけです。確かに、お役人は、住民票コード（住民基本台帳コード）とか、マイナンバー（個人番号）とか、国民に番号をつけて動物のように監視するシステムをつくるのには熱心です。また、消費増税や公的負担増に苦しんで知る庶民・納税者をしり目に見ながら、こんな先の見えない公共工事に莫大な血税を浪費しています。私にいわせると、お役人は自分すらうまく管理できていないのに、国民を背番号で管理するなど、もういい加減にしたら、と感じています。

◆ 背番号や IC カードなしでも電子政府はできる

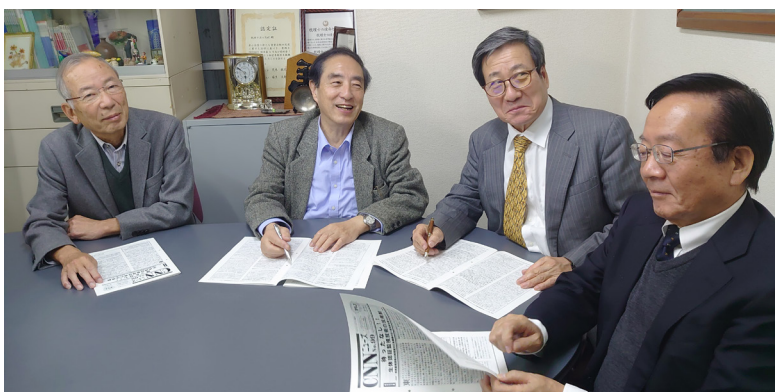
(石村) この 25 年で、情報／データをめぐる世界は様変わりしました。インターネットや AI（人工知能）の発達で、あらゆる分野の仕事や取引に大きな革命を引き起こしています。「創造的破壊（disruption）」の時代に突入したという人もいます。とりわけ民間取引は、現実（リアル）空間・紙媒体取引から、ネット（オンライン／サイバー／デジタル）取引大きく移行してきてい

ます。こうした流れに沿うかたちで、政府（行政）手続も、現実（リアル）空間・紙媒体取引からネット（オンライン／サイバー／デジタル）取引に移行しようということで、プラットフォームモデルの「電子政府（e-Government, e-Gov）」（政府ポータルサイト）の構築がグローバルな広がりを見せています。

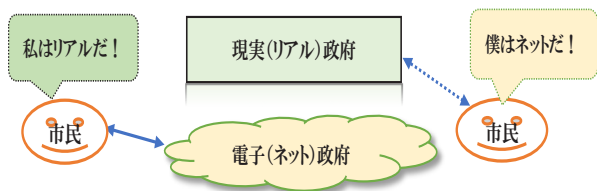
(辻村) 電子政府（e-Government, e-Gov）制度とは、従来の縦割り行



PIJ 発行のブックレット（1996 年）



左より、平野常任運営委員、石村代表、我妻事務局長、辻村副代表



政を排し、ネット上で各種電子行政サービスを統合し「ワンストップサービス」を実現しようという構想だと思います。電子政府、といってもさまざまなモデルがあると思うのですが？

◆プラットフォームモデルとは何か

(石村) 先ほどから何度も出てくるように、「電子(ネット)政府」は、「プラットフォーム」モデルを使ってデザインされています。

(辻村) そうですね。では、まず、プラットフォームモデルとは何か、について説明して下さい。

(石村) プラットフォームモデルは、ネット上の「道の駅」のようなビジネスモデルです。営利セクターや政府セクターにおけるプラットフォームモデルを活用したポータルサイトの構築においては、大きく分けると、次の2つモデルがあります。

● プラットフォームのタイプ

- ① 背番号やICカードを使わないモデル
- ② 背番号やICカードを使うモデル

(平野) わが国の政府セクターでの

プラットフォームモデルを活用したポータルサイト(マイナポータル)は、①、②のどちらですか？

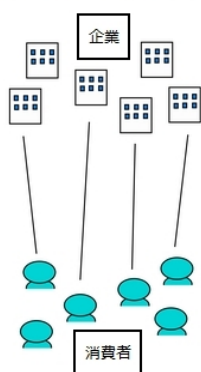
(石村) ②背番号やICカードを使うモデルです。

(辻村) 民間ネット企業のビジネスで広く採用されているプラットフォームは、②背番号やICカードを使わないモデルですね。

(石村) そうです。GAFA【グーグル、アマゾン・ドット・コム、フェイスブック、アップル】や楽天の

●プラットフォームビジネス・モデルとは

従来の消費者—企業との関係



消費者—IT企業(プラットフォーム企業)—参加企業との関係



ような営利のプラットフォームIT企業は、さまざまなプラットフォーム参加企業と消費者を仲人するビジネスを展開しています。「デジタル・マッチメーカー」とも呼ばれます。

(我妻) 従来のように、消費者が企業と直接取引するビジネスモデルとは異なりますよね。

(石村) そうですね。政府セクターにおいては、リアル(現実)空間では、住民と行政機関などと直接接触し、申請や行政サービスを受ける仕組みになっています。一方、プラットフォームモデルの電子政府では、政府ポータルサイト(マイナポータル)を介して、住民と行政機関などがネット(オンライン)申請などをする仕組みです。

(辻村) 民間のプラットフォームIT企業は、背番号もICカードも使わずに、ビジネスをやっていますね。

(平野) ということは、背番号もICカードを使わなくとも、プラットフォームモデルの電子政府(政府ポータルサイト)を動かすことはできるわけですね。

(石村) そうです。オーストラリアの電子政府プラットフォーム「マイガブ(myGov)」では、背番号もICカードも使っていません。スマホ全盛時代に、ICカード必須の電子政府(ポータルサイト)は、似合わないからです。

(辻村) つまり、わが国の電子政府(e-Gov)/政府ポータルサイトは、住基ネットでは住民票コードと住基ICカード、そして共通番号制度では個人識別番号(個人番号/マイナンバー)とICカード(マイナンバーカード)をツールに、情報連携(データ照合)を行うモデルですね。

(我妻) 本当は、わが国でも、オーストラリアのように、多目的利用の背番号も背番号ICカードも使わない電子政府制度も可能だということですね。目からうろこが落ちました。

(石村) そういう

ことです。ところが、政治家は電子政府づくり

背番号やICカード不要の電子(ネット)政府、イイね!!

市民

の仕事は自分でしないで、全てを役人に丸投げしてしまうわけです。IT企業とつるんでいる国の役人は狡猾です。連中は、行政の効率化の掛け声よろしく、いつの間にか背番号やICカードを必須とする国民総背番号制を導入しデータ監視国家づくりに走ってしまうわけです。住民票コードやマイナンバー、ICカードなどはなくとも政府プラットフォーム/電子政府はつくれるのに・・・。

(辻村) 国の役人にマインドコントロールされてきたともいえますね。

(平野) 背番号を使ったデータ監視国家ドミノは、役人任せの給料泥棒のような政治家の責任は大きいと思います。

◆国家が生涯不変の番号で人格権を監視してはいけない

(我妻) 私たち国民は、つねに「国家が生涯不変の番号で国民を監視してはいけない。」という素朴な問いかけを続けることは大事だと思います。

電子政府は、行政の効率化？

でも、電子政府は、監視国家？

市民

(石村) こうした政治家を選んでいるのは、私たち国民です。愚衆政治を助長している私たち国民の側にも責任があります。住基ネットでは、全体で1兆円もの血税を浪費したといわれています。結局、失敗、住基カードも廃止・・・何をやっているのか、と思います。太平洋戦争では、国民にあれだけの犠牲を強いる、悲惨な結末の「敗戦」です。しかし、背後で戦争を推進した役人は、公職追放とかはあったものの、ほとんど責任を取らなかったわけです。総務省の役人も、住基ネットで失敗しても責任を取らない、という意味では同類です。

●わが国での主な背番号制導入プランのアバウトな経緯

- ・1967年頃
旧自治省が「行政統一コード」プランを提示。旧大蔵省もこのプランに加担。しかし、1969年末、マスコミが実質国民総背番号制であると報道。反対する市民運動が積極化し、成立に至らず。
- ・1981年
旧大蔵省が「グリーンカード（少数貯蓄等当利用者カード）」というネーミングの納税者番号制を提案。野党である社会党や共産党までも、この制度導入に加担。1981年に、自民党案に当時の野党の一部（公明党や民社党）が賛成し、1984年からの実施で法案が成立〔詳しくは、井上隆司『グリーンカード』（経営実務出版、1980年）〕。
- ・1983年
実施を1年後に控えた83年に、自民党と民社党の実力者、金丸信、春日一幸議員らが突然「グリーンカード制」を批判。「自由主義経済に逆行する」管理主義的な「国民総背番号制」で、これを実施すれば、管理を嫌う巨大な資金が海外に流出し、日本経済が失速してしまうと叫ぶ。流れが変わり、「自公民」によって、廃止法案が可決され、実施直前に導入が

頓挫する。

・1988年12月

大蔵省の政府税制調査会の「納税者番号等検討小委員会」が納税者番号制の必要を強調した報告書を公表。これを受けて89年の2月に「税務等行政分野における共通番号制度に関する関係省庁連絡会議」を発足。不公平税制の是正、正確な所得把握、税務行政の効率化などをねらいに背番号を導入するプラン。当時の4野党や労働界も導入に積極的姿勢に転じる〔石村耕治『納税者番号制とプライバシー』（中央経済社、1990年）〕。

・1992年1月

政府税調の「納税者番号等検討小委員会」は、番号候補を北米方式（年金番号／社会保障番号）、北欧方式（出生番号）の択一とすることを提言。

・1994年8月

旧大蔵省の動きを封じることがねらいに、旧自治省は、「住民記録システムネットワークの構築に関する研究会」を立ち上げ。

・1995年3月

同研究会は、数回の会議を開催した後に「住民基本台帳ネットワークシステム」（住基ネット）構築を提言する「中間報告」を公表。この中間報告を軸に、出生番号方式の背番号導入に流れが変わる。

・1996年3月

同研究会が「最終報告」を公表

・1998年3月

住基法改悪案を国会提出

・1999年5月5日

衆院地方行政委員会へ反対を唱え石村代表が参考人出席

・1999年8月

住基ネット・住民票コード・住基カードを導入する住基法改悪案を、委員会で、採決抜きで強行可決・成立・公布。

・2002年8月

住基ネット第1次稼働

・2003年8月

住基ネット第2次稼働、住基カードの交付開始

◆市民団体も果敢に戦ってきた

(石村) 以上のようなアバウトな経緯をみればわかることがあります。それは、わが国の国民葬背番号制導入プランは、国民不在ですすめられてきたことです。役所（旧自治省・旧大蔵省・旧厚生省など）間での「国民監視ツール（背番号）」の権限掌握をめぐるせめぎ合いのヒストリーだったといえます。裏では、役所間での駆け引き、政治家の巻き込みの連続ではないでしょうか。役所が背番号制導入プランを出してくる度に、当時の社会党や共産党といったメインストリームの野党も振り

回されてきたことがわかります。

当初、メインな労働組合は背番号制導入に反対していました。しかし、その後、変節、態度があやふやになっていきました。「不公平税制の是正」とか「正確な所得把」のような「マジックワード」で洗脳され、背番号制賛成に舵を切るようになっていきました。例えば、総評系の1982年に創設され、当時、都内千代田区神田の全電通労働会館6Fに置かれた「国民総背番号制に反対しプライバシーを守る中央会議」（伊達秋雄代表／秦野八重事務局長）も、当初は、積極的に反対運動を展開しておりました。しかし、親玉の労組が変節するなか、1992年10月には、フォーラム・プライバシー（プライバシーを守る会議）に改称し、その後活動をターミネートしました。事務局長の秦野さんには、いろいろと教えられところが多かった、と今でも心から感謝しております。一方で、ブレる自治労をしり目に、白石孝さんや大久保貞利さん、富高頼子さんらが中心となった「コンピュータ合理化研究会」のように、『反コンピュータ通信』を発行、反住基ネット連絡会を組織し、活動を続けた労組系の市民団体もありました。ただ、市民団体は、血税で導入をすすめる役人と違い、常時カネも組織も、人材も不足しています。市民団体は、「ゴーイングコンサーン（継続団体）」であるのは難しい現実があります。その一方で、市民団体は、「スクラップ・アンド・ビルド」が容易です。原田富弘さんらの「やぶれっ！住基ネット

警察も民主化され？豊かな社会で労組も野党も変身、「背番号」で安心・安全な監視国家か〜？

小市民

東大の先生って、役人の手先やって、偉そうにしている人が多いんだあ〜！「官尊民卑」万歳かあ〜！

市民

市民団体の「スクラップ・アンド・ビルド」かあ〜！！PIJは大丈夫かなあ〜？

市民

市民行動」、「反住基ネット連絡会」のような団体も次々と誕生しました。

◆政官学で推進・破綻した住基ネット

（辻村）住基ネットの発祥源は、1994年8月に旧自治省の役人が立ち上げた研究会ですが。そこでは、当時東大の先生が役人の太鼓持ちをやっておりました。良心をとがめないのか、考えさせられてしましますが。

（石村）難しいところですね。ご承知のように、彼らを、世間では「御用学者」と呼びます。確かに東大だけでなく大学教員には、「役所のエージェン

トを務めるのが大好き」あるいは「役所のお抱えになることが偉くなった証拠」

と考える人物が多すぎるような気がします。マスコミも、放送法とかによる役所の監視を気にしています。無難な役所にたてつかない、あるいは役所の気持ちを忖度する凡人タイプを呼ぶ傾向が強いですし・・・。

（我妻）確かに、大学の先生で、テレビにスポットで出演したときには勇ましい発言をしていたのに、レギュラーになった途端に、操り人形のような口調になる人が多いですね。

（石村）テレビなどで役所を忖度した発言を続けると、役所の審議会などの委員にも推薦される・・・。役所に逆らわないことがステップアップのコツということですね（笑）。それに、学生集めなどをねらいに、教員を広告塔に使っている大学も少なくないですからね。

（平野）国民の側からみると、「負の連鎖」ですが・・・（トホホ）。

（石村）元役人の古賀茂明氏のような、勇ましいタイプが多くなれば、世直しがまっとうな方向に進むのかも知れませんが・・・。

◆PIJと住基ネット反対運動を回顧する

（辻村）ともかく、1999年に成立した住基法改正法に基づき、住基ネットは、2002年に一次稼働、2003年に本格稼働しました。住基ネットでは、民主党が導入反対に回りましたが。石村代表は、聖教新聞（1998年9月26日）にも、背番号制導入反対論を載せていますね。

（石村）当時の民主党は、寄り合い所帯。実際は、背番号賛成の議員も多かったわけです。やはり、



[illegible]

—



《住基カード (顔写真付き)》

《住基カード (顔写真無し)》

(石村) 住基ネットへの接続を2015 (平成27) 年3月まで拒否してきた人口6,000人程度の福島県矢祭町は、後続のマイナンバーが導入され、接続に転じましたが、住基カードは最後まで発行しませんでした。(辻村) 結局、住基ネットでは、抵抗勢力の福島県矢祭町が「正解」でしたね。

◆民主党やプレスの変節で、マイナンバー誕生

(辻村) その後、政権交代があり、2009年9月に民主党政権が誕生しました。この政権は大変身、役所出身の古川元久衆院議員らが音頭をとり、新たな国民番号制導入プランを出してきたわけです。13ケタの個人番号制、通称で「マイナンバー」を国民全員につけ、IC仕様のマイナンバー (個人番号) カードを持たせるプランです。(法人や団体などには、個人番号の代わりに同じ根拠法で法人番号を指定。)

(石村) 民主党政権をサポートするということでしょうか。これまで住民票コードや住基カードに反対してきた朝日新聞など (プレス) まだが、番号「導入への道を整えよう」(2009年11月26日朝刊社説) とか、「転向宣言」し出したわけです。



(我妻) 朝日新聞のような、どちらかというとりばる論調のマスコミが、変節することは、市民

運動を続けているサイドからすると、「階段を外されたかなあ〜？」と、懐疑的になりますね。

(石村) まあ、庶民は、太平洋戦争時に、プレスに散々裏切られてきましたから。年配者や知識人など「過去」を理解している人たちからすると、「またか」といった感じでしょうけど……。データ監視国家体制構築を目指した住基ネットではあれだけ反対した朝日など大新聞も、マイナンバーでは考えることを止め、導入賛成に転じました (朝日新聞2013年5月26日朝刊〔社説〕「共通番号制度 公正な社会への道具に」参照)。

(辻村) この後は、以下のように、イケイケドンドンでした。番号導入プランは、民主党政権から自民党政権に引き継がれ、共通番号法/マイナンバー法 (正式には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」) は2013年5月に成立しました。この辺の流れについては、それほど詳しい説明がいらないのではないかと、と思いますが。

●マイナンバー (共通番号) 導入の経緯

- ・2009年12月22日
政府の税制改正大綱で「社会保障・税共通の番号制度導入」が改革の方向性として示される (民主党政権/鳩山由紀夫内閣)。
- ・2011年1月31日
政府・与党社会保障改革検討本部で「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」が決定 (民主党政権/菅内閣)。6月30日：政府・与党社会保障改革検討本部で「社会保障・税番号大綱」が決定 (菅内閣)。
- ・2012年2月14日
民主党政権/野田内閣でマイナンバー関連3法案を閣議決定、第180回国会に提出。11月16日：衆院解散により廃案
- ・2013年3月1日
自公政権/第2次安倍内閣でマイナンバー関連4法案を閣議決定、第183回国会に提出。5月9日：衆院本会議で修正案が可決。5月24日：参院本会議で可決、成立。5月31日：公布
- ・2014年1月1日
特定個人情報保護委員会 (のちに個人情報保護委員会) が内閣府の外局として発足。3月31日：「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令」公布
- ・2015年2月20日
「共通番号いらないネット (正式名称「共通番号・カード廃止をめざす市民連絡会」)」を結成。連携した反対運動を開始 [白石孝・石村耕治・水永誠二編著『共通番号の危険な使われ方』 (現代人文社、2015年)]

◆共通番号及び国民 ID カード制度問題検討 名古屋市委員会

(石村) 河村たかし氏は、名古屋市長になってから、2010年8月に「共通番号及び国民 ID カード制度問題検討名古屋市委員会」を設けました。委員長は平松毅・姫路獨協大学法科大学院特別教授（当時）。他の委員は、浅野洋・税理士（名古屋税理士会）、石村耕治・白鷗大学法学部教授（当時）【委員長代理】、園田寿・甲南大学法科大学院教授でした。当初、ある弁護士も委員として参加していました。しかし、国の各種審議会の委員を務められている方で、委員会の雰囲気についていけず、途中で辞めました。

(辻村) 委員会での検討の経過を教えてください。

(石村) 河村市長からの「意見書聴取依頼の内容」は「国が検討している社会保障・税の共通番号制度が市民生活に与える影響について」と「市民の自由権の確保と地域主権について」の2点でした。2010年8月から3回にわたり議論・検討を行い、同年12月3日検討結果として意見書を名古屋市長へ提出しました。

(辻村) 結論はどんな感じだったのですか？

(石村) 次のようなものでした。

憲法論・人権論に照らして精査すると、国がめざす共通番号や国民 ID〔カード〕制は、国民・住民のひとりにしてもらふ権利、情報に関する自己決定権（自己情報決定権）という憲法上の権利の恒常的な侵害につながるツールであり、公共の福祉を持ち出してもその侵害を容認するのが難しい仕組みである。言い換えると、共通番号制や国民 ID〔カード〕制は、自治体住民の自由権を恒常的に侵害するおそれが強く、憲法に抵触する可能性が極めて高いツールである。したがって、国は、共通番号や国民 ID〔カード〕制は導入すべきではない。

* 詳しくは、名古屋市 HP：<http://www.city.nagoya.jp/shiminkeizai/page/0000019547.html>

(我妻) まったうな結論ですね。自治体が、国の間違った政策に異論を唱えたヒストリーを知ってもらうためにも、こうした意見書を残すことは大事だと思います。

(石村) 共通番号をストップできませんでしたが、自治体としては、精一杯の意見書を公表したと思っています。

◆共通番号いらないネットの結成

(辻村) 2015年2月に、共通番号に反対する勢力はバラバラではダメ、ということで、共通番号

いらないネット（正式名称「共通番号・カード廃止をめざす市民連絡会」）が結成されましたが・・・。



(石村) 宮崎俊郎さんや白石孝さん（反住基ネット連絡会）、原田富弘さん（やぶれっ！住基ネット市民行動）、共通番号違憲訴訟で活躍されている水永誠二弁護士、神奈川保険医協会、PIJ、そのほか数多くの共通番号の反対する市民や団体が参加しました（詳しくは、CNN ニュース 81 号参照）。

(平野) ネット全盛の時代に突入し、PIJ も会報（CNN ニュース）を HP にアップしています。共通番号いらないネットも、HP に、さまざまなニュースや動きを逐次アップしています（<http://www.bango-iranai.net/>）。共通番号いらないネットの HP は、コンテンツが濃いですからね。

◆自公長期政権、ひ弱な野党で、やりたい放題の国の役人

(辻村) 2019年3月15日、政府は行政手続を原則として電子申請に統一し、マイナンバーカード／個人番号カードを普及させるためのデジタルファースト法（デジタル手続法）*案を国会に上程しました。この法案は紙製の通知カードを廃止してマイナンバーカードを普及させることを主な狙いとしています。5月24日に参院本会議で可決、成立しました*。

* 正式名称「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」



【おもて面】



【うら面】

(我妻) 辻村先生のいわれるように、この法律のターゲットは、とにかくマイナンバーカードを持たせようということです。「行政手続はデジタルで完結

する。一度提出した情報の2度提出は不要複数の
 手続を一括で完結する」とか、あげています。し
 かし、これは、いわば「つけたり」です。

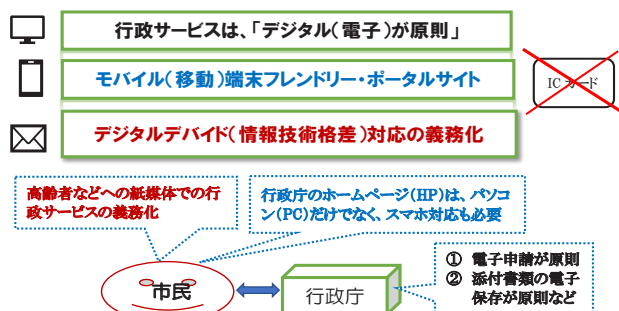
(平野) 紙製の通知カードがあれば、危ないマイナ
 ナンバーカードはいらないわけです。お役人は、「そ
 れじゃ～通知カードを廃止すれば、危なくともマ
 イナンバーカー
 ドを持たざるを
 えないだろう」
 という魂胆なの
 ですね。

通知カード廃止で、市民
 運動も封殺…。香港市
 民を追い詰める中国当
 局とおなじだね！

市民

(石村) そういうことです。しかし、時代は、パソ
 コン (PC) から、IC カード、IC カードリーダー
 の使えないスマートフォン (スマホ) やタブレッ
 ト端末が全盛です。マイナンバーICカードとICカー
 ドリーダーがないと政府ポータルサイト (マイナ
 ポータル) にリモートアクセスできない電子政府
 モデルは明らかにガラパゴス化 (陳腐化) してい
 ます。にもかかわらず、闇雲にマイナンバーカー
 ドをばら撒かせようとするのは、血税のムダ遣い
 で、まさに愚策です。

●世界の流れ～デジタル時代における市民の権利



◆ガラ系化するマイナポータル

(辻村) わが国の電子政府 (e-Gov) 構想である
 「情報提供ネットワークシステム」、通称「マイナ
 ポータル」が、何度も延期された末、2017 (平
 成 29) 年 11 月 13 日からようやく稼働しました
 が・・・。

(平野) 政府は、これで、市民が、マイナンバーカー
 ドを申請して取得すれば、自宅のパソコンなどか
 ら、マイナンバーカード【電子証明書】+ 4 ケタ【数
 字】のパスワードでログインし、電子行政サービ
 スが受けられる態勢が整ったと PR しています。

(我妻) しかし、私を含め市民の多くは、余り知らな
 いわけです。石村代表は、「マイナポータルは機能不
 全を起こしている」といいます。しかし、大半の市
 民は、「マイナポータルって何なの？」のレベルです。

(辻村) 背番号の取得を強要する。しかし、マイナ
 ポータルは、ほとんど視界不良…。いったい「マ
 イナポータル」って、何なんですか？

(石村) 政府の PR によると、次のとおりです。

●マイナポータルとは何か

マイナポータルとは

各人のマイナンバーで紐付けられたさまざまな
 個人情報 (特定個人情報) を交換・照合して、行
 政事務の効率化や、不正の防止・摘発などを行う、
 わが国の電子政府システム (e-Gov モデル)

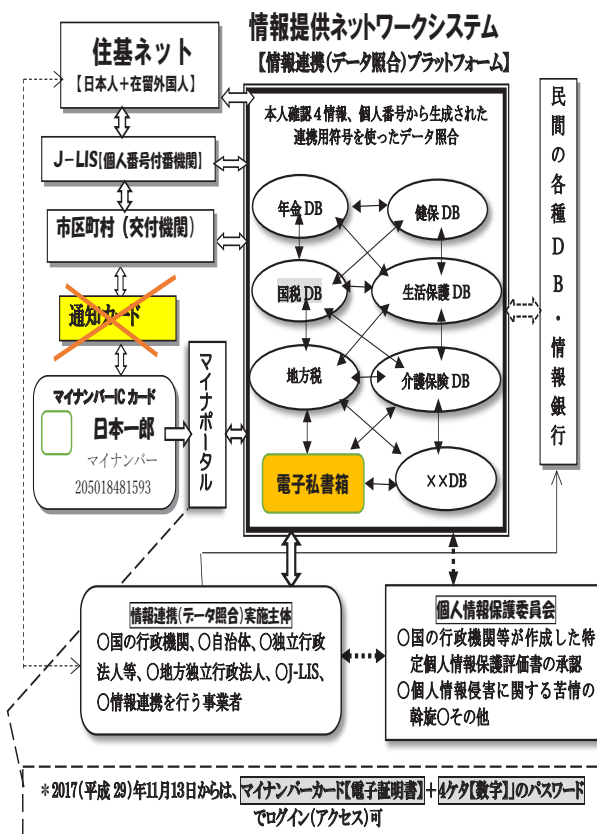
- ・愛称：マイナポータル
- ・法令上の名称：情報提供ネットワークシス
 テム (番号法 21 条以下)
- ・通称：政府情報連携 (データ照合) 基盤また
 は中継データベース

マイナポータルの目的

政府が、原則生涯不変のマイナンバーを使って
 市民各人の幅広い個人情報を紐付け丸抱えにし、
 データ照合 (情報連携) により一生涯追跡可能に
 なるようにネット空間に構築する社会インフラで
 ある。

(石村) 背番号や IC カードを使う政府のプラット
 フォームであるマイナポータル (情報提供ネット
 ワークシステム) を簡略にイメージすると、次の
 ような感じです。

●背番号や IC カードを使う政府プラットフォームモデル (マイナポータル)



* 2017 (平成 29) 年 11 月 13 日からは、マイナンバーカード【電子証明書】+ 4 ケタ【数字】のパスワード
 でログイン(アクセス)可

(辻村) 総務省などが公表しているイメージは、もう少し複雑です。しかし、こちらのイメージの方が、プラットフォームに参加している行政機関などがはっきりしていて、わかりやすいですね。

(石村) 要するに、政府プラットフォームのイメージが一目でわかることが大事ですから。いずれにしろ、政府のPRでは、マイナンバーカードを持つ市民は、ネットからマイナポータルに登録し、ログイン（アクセス）すれば、一定の行政申請について情報連携（データ照合）によりワンストップサービスが受けられるとPRしています。

(辻村) しかし、現実はそのように甘くない状況ですよ。そもそも、市民が気軽に使える状況にないわけですから。

(平野) パソコン（PC）があっても、マイナカード、カードリーダーといった小道具を取り揃えないとマイナポータルにはアクセス（ログイン）できないわけです。ふつうの市民には、アマゾンで本や商品を買うのに比べると、手続きがあまりにも煩雑です。誰も振り向かないのも当たり前でしょうね。

◆マイナポータルは持続可能か？

(辻村) ところが、政府は、紙製の通知カードは廃止し、マイナンバーカードの取得を半ば強制するような方向に政策を転換しました。いまだ、政府は、全員がマイナンバーカードを持てば、マイナポータルは利用が広がるとでも考えているのでしょうか？

(平野) マイナポータルは、当初の予定より何度も始動が延期され、2017年11月13日からようやく一部運用が開始された程度ですからね。

(石村) マイナンバー法は、1,872項目の事務手続きにかかる個人情報を番号管理の対象としてい

ますが、当初、情報連携の対象となる事務手続は853項目です。

(平野) 政府のPRでは、電子申請を望む者は、自宅や勤務先のパソコン（PC）から、自分のマイナンバーカード+マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書パスワード（4桁の数字）で、マイナポータル（政府ポータルサイト）にログイン（アクセス）でき、手続をすすめることができるはず、とかいっていますが・・・。

(辻村) マイナポータルにおいて、次のようなサービスを提供するとしています。実際にどの程度、市民に利活用されているのか、わかりませんね。

◆貧弱なメニューのマイナポータル

(石村) 私もウェブで確認してみました。2019年10月時点でのリストが公表されていました。マイナンバーカードを使った電子申請窓口で可能な主な電子申請の種類と不要となる書類をリスト化すると、次のとおりです。

●マイナンバーカードの情報連携で可能な電子申請の種類と添付不要となる書類の例

電子申請の種類	添付不要となる書類
① 保育園・幼稚園の利用認定（市町村）	生活保護受給証明書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、課税証明書、障害者手帳
② 児童手当の申請（市町村）	課税証明書、住民票
③ 日本学生支援機構への奨学金の申請	生活保護受給証明書、雇用保険受給資格者証、障害者手帳、課税証明書
④ 特別支援教員就学奨励費の申請（都道府県教育委員会）	住民票、課税証明書、生活保護受給者証明書
⑤ 児童扶養手当の申請（都道府県・市町村）	住民票、課税証明書、特別児童扶養手当証書、障害者手帳
⑥ 生活保護の申請（都道府県・市等）	課税証明書、雇用保険受給資格者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
⑦ 特別児童扶養手当の支給の申請（都道府県・市町村）	住民票、課税証明書
⑧ 障害福祉サービスの申請（市町村）	住民票、課税証明書、生活保護受給証明書、障害者手帳
⑨ 障害者・児への医療費補助の申請（都道府県・市町村）	住民票、課税証明書、生活保護受給証明書、特別児童扶養手当証書、障害者手帳

●マイナポータルのメインメニュー（予定）

情報提供等記録表示 (やりとり履歴)	情報提供ネットワークシステムを通じた住民の情報のやり取りの記録を確認できる
自己情報表示 (あなたの情報)	行政機関などが持っている自分の特定個人情報が確認できる
お知らせ	行政機関などから個人に合ったきめ細やかなお知らせを確認できる
民間送達サービスとの連携	行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができる
子育てワンストップサービス	地方公共団体の子育てに関するサービスの検索やオンライン申請ができる
公金決済サービス	マイナポータルのお知らせを使い、ネット/バンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済ができる
もっとつながる (外部サイト連携)	外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になります

*総理府のHPより引用 <https://www.cao.go.jp/bangouseido/myna/index.html>

【続き】

電子申請の種類	添付不要となる書類
⑩ 雇用保険介護休業給付金の支給の申請（ハローワーク）	住民票
⑪ 介護保険料の減免申請（市町村）	住民票、課税証明書、生活保護受給証明書
⑫ 出産育児一時金の申請（健康保険組合等）	住民票
⑬ 公営住宅の入居申請（都道府県・市町村）	住民票、課税証明書、生活保護受給証明書、障害者手帳

【参考】<https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/renkei01.pdf>

（辻村）貧弱なメニューですね。何千億円も使っても……。しかも、ほとんど市民も自治体も使いこなせていないんですからね。

（石村）政府にいわせれば、「マイナポータル（政府ポータルサイト）は稼働した。だから、住民は、マイナンバーカードを取得すれば、各自治体や行政機関のHP／ウェブにアクセスできる。自宅や職場からネットで各自治体の電子申請窓口で、児童手当の受給などの申請ができる。申請を受けた自治体や行政機関は、マイナポータルにログイン（アクセス）して「情報連携（データ照合）」を行うから、一定の書類（課税証明書や住民票など）の添付が不要となる。」とのふれ込みです。しかし、アマゾンや楽天のような民間企業のプラットフォームでは、参加企業も多彩でメニューが豊富です。消費者・市民は、メニューにアクセスし、購買意欲も湧くわけです。ところが、政府のプラットフォームであるマイナポータル（サイト）では、メニューが貧弱、しかもスマホでのアクセス（ログイン）、マイナンバーICカードなしでは電子申請などは難しいわけです。ICカードに入っている電子証明書でサイトへの登録、マイキーIDの取得も必須です。

（平野）つまり、政府は、電子政府インフラが稼働したから、住民はわざわざ自治体に足を運ぶ必要はなくなる。これからは、マイナポータルを使えば、公的手続において、住民票、所得証明書などの添付書類が一切不要になるという「夢物語」を説いています……。

（辻村）しかし、実際は、民間企業のプラットフォームとは異なり、マイナポータルの手続が煩雑ですからね。政府は、住基ネット導入時にも同じPRをしましたが、結局実現しませんでしたからね。

（我妻）理論と現実は違うということでしょう。国のお役人は電子（ネット）政府を目指すといって、マイナンバーカードを持たせようとしています。しか

し、取得するのはシニアが多いでしょう。ところが、そのシニアは、パソコン（PC）を持っていないかったりします。PCを持っていて、自分の住んでいる自治体のホームページ（HP）に入って申請をしようとしても、事務手続はあまりにも煩雑……。結局、ネットよりも、自治体の窓口に出向いて行って、職員とリアルに対面で手続をした方が手取り早いわけです……。

（辻村）続々と自治体は、個人向けサイト「マイナポータル」の本格運用を始めています。自宅のPCを使って無料の通信アプリ・LINEの画面からリンクし、「子育てワンストップサービス」にログインし、保育所の入所申請なども可能になると説きます。しかし、実際は、一般のスマートフォン（スマホ）では情報は得られても、マイナンバーカードに格納されている電子認証（公開鍵）がスマホに格納されていないと、電子申請はできないわけです。使い勝手の悪さが目立ちます。徐々に改善されていくかもしれませんが……。

（平野）2017年11月から、一部マイナンバーカードの読み取りに対応した機種種のスマホで、マイナポータルにログインすることもできるようになったと聞きますが……。

（石村）そうですが、すべての機種種のスマホでアプリが使えるわけではありません。マイナンバーカードで情報提供を受けるのは、「マイナポータル」にサイトへの登録が必要です。それに、パソコン（PC）の場合には、ICカードリーダーを買う必要があります。たんに「デジタルデバインド（情報技術格差）」の問題というよりも、ICカードを使った煩雑な手続を強いる電子政府モデルそのものに問題があると思います。

（辻村）それに、多くの自治体では、費用対効果に異論があるようです。また、対面して家庭状況の聴き取りが必要であるとして、保育所入所の電子申請に対応しないことにしています。

（石村）ネットで生活保護の申請があったからと、本人と面談もせずに、判断するわけにはいかないでしょうから……。こうしたことから、行政の窓口、現場では、情報連携（データ照合）は、逆に負担になることが多すぎるというのが現実です。見切り発車のマイナポータルは頓挫の兆しがみえます。それに、自治体の現場では、電子手続とマニュアル（手作業）手続の双方に対応せざるを得ないわけです。ということは、マイナポータルの始動によって、現実には、行政の効率化、どころか、行政の肥大化、が問われているわけです。

ネットで生活保護の申請～確定はムリ！

生活保護のネット申請も可？

自治体

市民

◆スマホ全盛時代に IC カードの普及を目指す愚策

(辻村) モバイルスイカやモバイルTポイント、さらにはペイペイやバンクペイのように、アプリを使ったモバイル端末決済が主流の時代ですからね。もはやマイナンバーカードのような IC カード主流の時代は過ぎ去っています。マイナンバー IC カードは、利用する立場にある市民からは信頼が得られているとはいえないのです。

スマホ全盛時代に、IC カードの普及かあ～。愚策だよな！

市民

(平野) 個人のプライバシーが券面にふんだんに記載されたマイナンバー IC カードなど、誰も持ちたくないですよ。紛失して悪用されたら危ないですからね。

《個人番号カード「表」》



表面記載事項

- ・氏名・住所
- ・生年月日・性別
- ・有効期間
- ・住所所在地町村長

顔写真

《個人番号カード「裏」》



裏面記載事項

- ・個人番号[12ケタ]
- ・氏名・生年月日

ログインに使う IC チップ部分 (電子証明書/PKI)

(石村) 自治体や企業でのマイナンバー付き個人情報(特定個人情報)の漏洩や紛失が相次いでいます。また、委託先から OK をもらっていない違法な再委託ケースも、公表されているだけでも、425 万件以上にのぼっています。2019 年 11 月 14 日には、22 歳の大学生が偽造した他人のマイナンバーカードでスマホを買おうとして偽造未遂で捕まった、と報道されています(読売新聞オンライン 2019 年 11 月 16 日)。

遂に、マイナカードを偽造する犯罪者が出てきたか！

市民

①マイナンバーカード普及率は 1 割強

(我妻) 危ないからマイナンバーカードは普及しない。住基カードも廃止の憂き目にあいました。後継のマイナンバーカードも怪しくなってきたから、総務省のお役人は、とにかく国民全員に ID カード(国内パスポート/公定身分証)を強制的に携帯させる監視国家をつくろう、と画策したわけですね。(石村) その結果が、2019 年 5 月のデジタルファースト法(デジタル手続法)の成立というわけですね。

●カード持たない人は「非国民」??



② 2019 年 5 月のマイナカード拡大法の成立

(辻村) 2019 年 5 月に、マイナンバーカード(マイナカード)の利用を拡大するいくつかの法律が成立しました。デジタルファースト法(デジタル手続法)、戸籍法改正法、健康保険法等の改正からなります。石村代表、概要を説明してください。

(石村) 図説すると、次のような感じです。

●マイナカードの 3 大分野への拡大する法律のあらまし

① デジタルファースト(デジタル手続法)

通知カードを廃止して、マイナンバーカード(マイナカード)の取得率を上げようとする内容。行政手続を原則としてデジタル化することが目的と PR するが、内実は低迷するマイナカードの取得を半ば強制する内容

② 戸籍法の改正

戸籍にマイナンバーを紐づけるための法改正。マイナポータルを使った情報連携(データ照合)において、戸籍抄本などの証明書類の添付省略を可能にするもの。これまで区市町村で管理されていた戸籍を「戸籍情報連携システム」を構築することで法務大臣が一括管理できるようにし、戸籍を国家管理することが狙い。

③ 健康保険法等の改正

マイナカードの保険証利用をねらいとする内容。「医療保険オンライン資格確認の導入」とうたい、健康保険証の代わりにマイナカードを使う仕組みをつくるとともに、国民の医療情報をトータルに共有しようというもの。

(石村) デジタルファースト法や健康保険法等の改正は、動機が不純な人権侵害のデータ監視国家(ビッグブラザー)づくり計画です。電子政府(マ

機構)のHPで確認できます。<https://www.jpki.go.jp/procedure/period.html>

(辻村) マイナカードの発行機関であるJ-LIS / ジェイリスは、HPをみますと、次のようにPRしていますね。

電子証明書の有効期間と失効

J-LIS / ジェイリス

公的個人認証サービスで使用する電子証明書の有効期間は、電子証明書発行の日から5回目の誕生日までです。(中略)

(注) マイナンバーカードの有効期限が切れる際には、格納されている電子証明書の更新を行ってください。有効期間満了日の3ヶ月前から更新手続きを行うことができます。有効期間満了前に更新を行った場合は、電子証明書の有効期間は、電子証明書発行の日から6回目の誕生日までです。

(注) 発行時の手数料については、市区町村の窓口へご確認ください。

(石村) 横浜市とか、総務省村度組の自治体は、パートも増員して体制を整えているようです。しかし、窓口では閑古鳥が鳴いている状態とか……。役に立たないマイナカードを更新する人は少ないわけです。

(辻村) 19年11月現在、カード発行総数は1,823

万枚(人口の14.3%)程度です。しかし、カード取得者が、5年ごとにカード(電子証明書)を更新していかなないと、使えないカードがどんどん増えていくわけですね。

(石村) この辺は、ないと困る運転免許証と、なくとも困らないマイナンバーカードとの違いでしょうね。`使わない、使えない`では、紛失する可能性も高くなりますから。で、`カード使えばポイントが貯まる・・・`のエサで多くの市民を釣り上げようというのが「自治体ポイント」のアイデアです。

◆動機不純で、手続煩雑なマイナポイントは要らない

(辻村) 政府は、2019年9月3日のデジタル・ガバメント閣僚会議で、各自治体主導の「自治体ポイント」制度の実施をやめました。そして、国主導の「マイナポイント」制度の実施に転換しましたが。

(石村) そうですね。当初、政府は、2019年10月の消費税増税に伴う景気対策で、一部自治体がマイナンバー(個人番号)カードを活用して独自発行する「自治体ポイント」の拡充を考えていま

最新のプライバシーニュース

マイナポータルが「故障」により停止!

総

務省大臣官房個人番号企画室によると、プラットフォームモデルの電子政府ポータルサイト、マイナポータル(情報提供ネットワークシステム)が2019年12月2日、午前0時半ころから「故障」のため停止している(した)とのことである。マイナポータルで利用者登録や行政機関の間での個人情報のやり取りの履歴なども確認できない状態となっている(なった)という(日経XTECH、日本電子計算株式会社プレスリリース2019年12月5日/6日/9日などを参照)。

マイナポータルは、国の行政機関や自治体などの間でマイナンバーICカード(マイナカード)に格納された電子証明書/公開鍵から組成された符号を使って個人情報をやり取りできるシステム。利用できなくなっているのは行政機関の間で個人情報を連携するための機関別符号を組成して提供する業務や、それを使った行政機関の間での情報連携などに及ぶ。加えて、マイナポータルでの個人情報のやり取りの履歴などを情報主体が自己情報を確認できる機能なども「メンテナンス中のため」として利用できない状態となっている(なった)。

今号(CNNニュース100号)が読者の元に届くころには、「故障」は修理できている?と思うのだが……。

自宅などからマイナポータルにネットでリモートアクセスすれば、各種電子申請、行政手続きができると、政府はPRする。だが、メニューは、きわめて貧弱で、使い勝手が悪い。そのため、一般住民はほとんど使っていない。

今回の「故障」は、外部からのハッキング、サイバー攻撃などが原因ではないようだ。しかし、本当に1億を超える人たちがネット空間に開設されたプラットフォームであるマイナポータルにリモートアクセス(ログイン)するとしたら、故障は頻繁に発生するのではないか。大規模な「故障」、サイバー攻撃に初動で対処する能力が問われている。

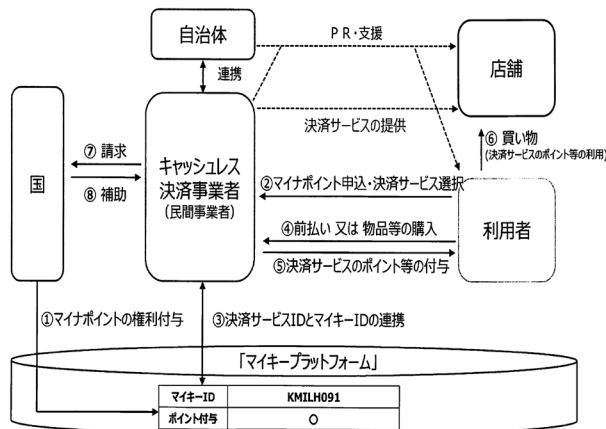
マイナポータルは、スマホやタブレットなどモバイル(移動)端末全盛時代に、マイナンバーICカード(マイナカード)を必須とする。明らかに時代遅れのモデルで、早ガラパゴス化している。修理を含むメンテナンスやセキュリティに血税をジャブジャブ浪費するが、政府ポータルサイト(電子政府)の行き先は暗い。

した。しかし、多くの自治体からブーイングが浴びせられました。本来民間がやるべきポイント還元事務を自治体（官）がやる必要があるのか、大きな疑問符がついたからです。そこで、急きょ制度を変更して、国が主導して全国共通にすることにしました。このマイナポイントは、プラットフォームビジネス・モデルを採用した仕組みです。

（辻村） どういう内容なのですか？

（石村） 民間のスマートフォンやカード決済事業者と幅広く連携し、利用者がスマホやカードに入金すると、地域を問わず使えるポイントを国費で上乘せするとのこと。20 年 9 月に始め、入金 2 万円に対して 5 千円分（25%）を提供するとのこと。

●マイナポイントの仕組み



（辻村） しかし、民間のポイント還元に比べると、マイナポイントは手続きがあまりにも煩雑です。かなりネット通の市民でも、音を上げるのではないのでしょうか。私を含め、忙しく仕事をしている小金持ちの老兵にはムリです。

（我妻） まさに「労多くして、功少なし」の典型ですね。民間のホテルやレストランなどが、悪質な予約キャンセルを防止できる

- ① マイナカードを取る
- ② 自分の PC で、カードと 4 桁の暗証番号を使って 8 桁に「マイキーID」をつくる
- ③ ……
- ④ ……
- ⑤ ……

もう、ダメです。や～めた！



ということで、こんなシステムを入れたとしたら、どうでしょうか。

（平野） 誰も利用しないでしょうね。

（石村） まさに、この点がマイナポイントの欠点なわけです。にもかかわらず、総務省の役人は聴く耳を持ちません。本人認証やポイント管理にマイナンバーカードに格納された公開鍵／PKI／電子

証明書（通称で「マイキー ID」と呼んでいます。）を使う点は相変わらずです。ですから、マイナポイントの利用はマイナカード取得が条件だそうです。政府の消費増税に伴う時限の逆進性緩和策におけるマイナポイントの所在を表すと、次のとおりです。

●政府の消費増税に伴う時限の逆進性緩和策

	対象者	事業実施期間
低所得者／子育て世帯向けプレミアム商品券	住民税非課税者 学齢 3 歳未満の子（世帯主）	2019 年 10 月～2020 年 3 月末まで
中小／小規模事業者の店舗で消費者へのポイント還元等の支援策	キャッシュレス決済手段を用いて支払を行う消費者等	2019 年 10 月～2020 年 6 月末まで
マイナポイント	マイナンバーカードを取得し、マイキー ID を設定した人	2020 年 9 月～20 年 3 月末まで

（平野） マイナポイントの還元予算は 2,500 億円とか。還元期間は 6 カ月、還元額は一人あたりたった 5 千円ですからね。役人は、4 人家族で 2 万円とか・・・皮算用を説いています。

（我妻） でも、乳飲み子も含め、一家全員がカードをつくるのは、非現実的です。

（平野） 危ないマイナカードを取得して、売血のように、プライバシーを売るんですかね？？

（石村） こうしたプランを練った役人ほど、ふつうの市民はおバカではない、と思います。

（辻村） ともかく、こうした政府の時限の対応策は、煩雑でわかりにくいですよ。それに、零細、中小事業者を生業以外の雑務で振り回し、消費者を混迷させていますよね。とくにマイナポイントは動機が不純ですよ。

2016 年	キャッシュレス決済比率
日本	19.9%
アメリカ	46.0%

- ① カード決済
- ② 電子マネー決済
- ③ モバイル（スマホ）決済

◆キャッシュレス決済拡大の光と陰

（我妻） キャッシュレス比率を高め、課税強化を狙いに、零細、中小事業者の売上や所得把握を高めたいという魂胆でしょう。

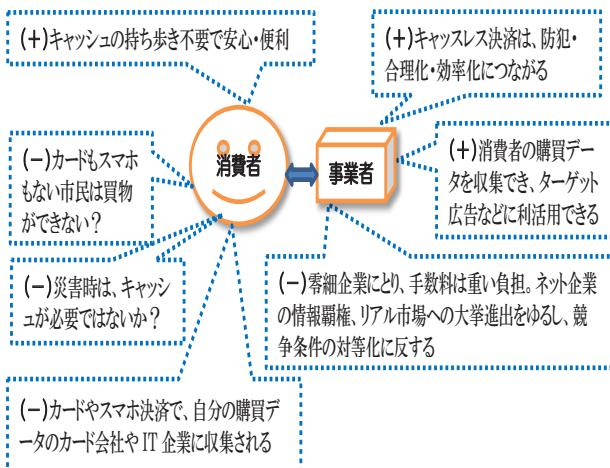
（辻村） 消費者に背番号や個人情報が入ったに記載された危ないマイナンバーカードを取得させ、常時携帯させたい。こんな政府の悪巧みが透けて

みえてくるプランです。スマホ全盛時代に、IC カードの普及は愚策だと思います。

(平野) 民間のキャッシュレス決済、ポイント還元では、マイナンバーカードとか、マイキー ID とかは要らない。官が、血税を使ってこんな官民連携事務をやってはいけませんよね。

(石村) 私もそう思います。一方、「官民連携キャッシュレス・プラットフォーム」の構築、キャッシュレス決済の拡大で、クレジットカード会社や、ヤフーとかラインのようなプラットフォーム IT 企業は、マイナポイントプランに参加することで大量の消費者の購買履歴をビッグデータとして吸い上げる好機とみえています。収集した消費者の個人データを AI (人工知能) 分析にかけ、消費者の知らないところで「信用スコア」で格付けし、消費者の差別化を進めようとしています。こうした差別的な商慣習から消費者を護るには、消費者が匿名で決済ができるように、原則としてすべての事業者には現金取扱いを義務付ける必要があります。言いかえると、消費者の購買履歴などを丸裸にしようとするプラットフォーム IT 企業の商慣習にストップをかけ、消費者の情報プライバシー権を護るには、キャッシュレス店舗禁止法が必要不可欠です。

●キャッシュレス決済の光 (+) と影 (-)



◆アメリカでは法律や条例で現金払い取扱義務化の方向

(平野) 災害時には現金しか使えません。千葉とかで経験しました。ほかにも、キャッシュレス決済の拡大にはマイナス面がたくさんあります。アメリカでは、小売店や飲食店などに現金払い受付を義務化する法律や条例を制定して、市民や零細事業者を保護する州や自治体が多いと聞きますが？

●アメリカ諸州や自治体の現金払い取扱義務化法制 (2020 年 1 月現在)

マサチューセッツ州 (Massachusetts)

マサチューセッツ州は、小売店や飲食店などに対し米ドルの現金取扱いを義務付ける法制を敷く比較的長い歴史を有する州である。1978年に、クレジットカード利用の広がりをみせた折、すべての店舗に現金の受付を義務付ける目的で、現金購入者の差別を禁止する (Discrimination Against Cash Buyers) ための法改正を行った。この法改正により、例えば、ワシントン D.C. に本拠を置き75の直営店を経営するレストランチェーンのスイートグリーン (Sweetgreen) は、マサチューセッツ州にある店舗では、キャッシュレス方針を変更し、消費者の現金決済を容認している。

コネチカット州 (Connecticut)

コネチカット州議会は、2019年3月21日に、事業者が現金決済を拒否することを禁止する法律を通過させた。同法は、対面取引に適用される。その一方で、駐車場や会員制で物品を販売する業者などは適用除外となる。新法は、2019年10月1日に施行された。

ニュージャージー州 (New Jersey)

ニュージャージー州知事は、2019年3月に、キャッシュレス事業を禁止する法律に署名した。同法は、直ちに施行された。違反すれば、初犯の場合で、事業者には最高2,500ドル (約27~28万円)、再犯には5,000ドルの過料をかされる。なお、駐車場、レンタカー会社や空港売店などは適用除外である。アマゾン・ドット・コムは、NJ 州パラマスにリアルなキャッシュレス書店を開店している。また、モバイル決済以外は受け付けないコンビニ店舗「アマゾンゴー (Amazon Go)」の全国展開を計画している。同社は、新たな規制に対するコメントを避けている。

ニューヨーク州 (New York)

ニューヨーク州政府は、2020年までにキャッシュレス事業を禁止する法律を制定する方針である。また、ニューヨーク市議会は、事業者に対して消費者による現金支払を拒否することを禁止する条例を制定するための公聴会を開催した。同条例は、各違反に対して事業者には500ドル以下の過料を課す内容である。2020年前半に市議会を通過するとみられている。

オレゴン州 (Oregon)

オレゴン州議会上院は、2019年1月に、生活必需品の販売や生活必需サービスを提供する小売事業者は、購入者から現金の受け取りを拒否するのを禁止する法案を審査している。2月21日に法案に対する公聴会が開催された。しかし、現在、法案に対する審査手続は止まっている。

ロードアイランド州 (Rhode Island)

2019年2月に、ロードアイランド州議会に、州の不正な取引慣行禁止法を改正し、いかなる事業者も、物品やサービスの購入者に対してクレジットカードの

利用を強制することを禁止する法案が提出された。5月に州議会下院を通過し、6月末に州議会上院を通過した。7月1日に、州知事が署名し、法律が発効した。

イリノイ州シカゴ市 (Illinois / Chicago)

イリノイ州シカゴ市は、2017年に、事業者が消費者から現金受け取りを拒否することを禁止する条例制定の提案を行った。しかし、ネット企業の利益を代弁するロビイストによる議会工作も活発になり、その後の進展は見られない。

ペンシルベニア州フィラデルフィア市 (Pennsylvania / Philadelphia)

ペンシルベニア州のフィラデルフィア市議会は、2019年3月に、現金を受け付けないキャッシュレス店を禁止する条例案を可決、市長が署名し成立した。7月1日に施行され、違反した店舗は、2,000ドルを上限に過料がかされる。ただし、駐車場、卸売業やレンタル事業者は適用除外となる。

カルフォルニア州サンフランシスコ市 (California / San Francisco)

カルフォルニア州サンフランシスコ市は、物品やサービスの店舗販売 (B&M: ブリック・アンド・モルタル) を行う事業者に、現金を受け付けずキャッシュレスとすることを禁止するために、2019年5月7日に市警察条例を改正した。専門職サービスなどは同条例の適用除外となっている。また、事業者は、20ドルを超える支払について引き続き法定貨幣の受付を拒否できる。各違反に対しては、50ドルから1,000ドルの過料がかされる。

ワシントンD.C. (Washington, D.C.)

ワシントンD.C議会には、2018年に、飲食店などの小売事業者に対して、顧客からの現金支払お断り (キャッシュレス) を禁止する法案が上程された。その後、進展がみられなかった。しかし、2019年2月に、再び「キャッシュレス小売業禁止法 (Cashless Retailers Prohibition Act of 2019)」案が提出された。この法案は、すべての店舗販売をする小売事業者に対して、消費者にカード取引などを強制するのを禁止することを骨子としたものである。

(石村) 中村編集局長にお願いして最新のリストを掲載してもらいました。アメリカのマサチューセッツ州やカルフォルニア州サンフランシスコ市などでは、法律や条例で現金払い受付を義務化する法制を敷いています。消費者のプライバシーや現金で取引をする消費者を守り、企業に最終消費者から現金受付を拒否しないように義務付けるためです。

(我妻) 連邦議会には、こうした動きはないのですか？

(石村) これまでは、アメリカでの現金払い取扱義務化法は、州や自治体レベルの規制が中心でした。しかし、2019年5月9日に、連邦議会に、議会民主党下院議員が、全米規模でのキャッ

シュレス小売店舗などの規制を目指し、現金取扱いを義務化する法案を提出しました。法案名は、2019年下院法案2630号【現金は常に尊ばれるべきである法 (CASH=Cash Always Should be Honored Act of 2019)】です。

●連邦議会下院に提出された現金払い取扱義務化法案の骨子

2019年下院法案2630号【現金は常に尊ばれるべきである法 (CASH=Cash Always Should be Honored Act of 2019)】

提案者は、ディビッド・シシリーン (David Cicilline) 下院議員 (民主党所属/ロードアイランド州選出)。実店舗を構える小売事業者は、物品やサービス取引の決済に際し現金も取り扱うことを義務付ける法案。ただし、通信販売、電話やネット取引は除く。規制主体は、連邦取引委員会 (FTC) である。

2019年下院法案2650号【決済選択法 (Payment Choice Act of 2019)】

提案者は、ドナルド・ペイン・ジュニア (David Payne Jr) 下院議員 (民主党所属/ニュージャージー州選出)。違反に過料を払う点では、前記ニュージャージー州のキャッシュレス事業禁止法に類似する。ただ、この法案では、事業者が、店頭で現金を取り扱わない旨の表示を禁止することや、現金決済の場合にはキャッシュレスの場合に比べ高い価格を払うことを禁止している。ただし、通信販売、電話やネット取引は除く。規制主体は、連邦司法長官である。事業者の違法行為により損害を受けた消費者は、原則として連邦地方裁判所に民事訴訟を提起して救済を受けることになる。

◆符号によるデータ照合を放任しておいていいのか？

(辻村) 住基ネット最高裁判決では、「システム上、住基カード内に記録された住民票コード等の本人確認情報が行政サービスを提供した行政機関のコンピュータに残る仕組みになっておらず」、合憲であるとし、最高裁2008年3月6日第一小法廷判決・民集62巻3号665頁。この判決を受けて、マイナポータルその他政府のデータベース (DB)、サーバーでの個人データの紐づけ、やり取りは、12ケタの個人番号ではなく、番号から組成された機関別符号【情報提供用個人識別符号】やシリアルナンバーなどの識別子を使っていますが。

(石村) そうですね。最高裁は、巨大な個人情報を集積するデータベースの構築や見える12ケタの番号そのものを、データ照合や連携に使わなければ違憲にならない、としました。この判決を受けて、データ照合や連携には、個人番号から目にみえな

い符号その他の個人識別子／符号（personal identifier）を組成して、中間的に介在させています。

ネット空間に設置されたサーバー等

個人識別符号

現実（リアル）空間の文書等

12桁の個人番号

（辻村）こうした個人識別子はサーバーに残しても、住民票コードや個人番号ではないから問題がない、と解釈しているわけですね。

（石村）そうです。わが国は、2020年に現行の個人情報保護法を見直す予定です。しかし、政府は、さまざまな個人識別子の利用規制には及び腰です。この点、EU（欧州連合）のGDPR（一般データ保護規則）やアメリカ・カリフォルニア州のCCPA（加州消費者保護法）などでは、クッキーその他の符号を含む個人識別子を個人情報のカテゴリーに入れて法規制をかけています。わが国の個人情報保護法制は3階建てで、各自治体の個人情報保護条例は千差万別です。こうした統合性のない個人情報保護法制のもとで、政府が個人番号から組成する符号や個人識別子などをどう規制するのか、早急に検討を開始する必要があります。

◆マイナンバー制度を問う法廷闘争の光と影

（辻村）市民団体は、住基ネット違憲訴訟、そして、マイナンバー違憲訴訟を起こして戦っています。確かに、司法権限は、立法や行政からは独立して行使するものとされています。しかし、裁判所の判決は、行政寄りのものが多いのが現実です。

（平野）裁判所は、「法の番人」で、公平で、市民の味方と考える人も多いわけです。

（我妻）ふつうの市民はナイーブです。法廷闘争をすれば、裁判所は市民に味方をしてくれる・・・と考えるのですね。

（平野）憲法が保障する「三権分立」とは、国家権力を3つに分けているだけなのですね。「司法」も本質は国家権力であることを認識しないといけません。

（石村）裁判闘争をする場合、その「負の側面」についても注意する必要があります。①住基ネット最高裁合憲判決（2000年3月6日最高裁第一小

そうか！「三権分立」って国家権力を3つに分けているだけか？「司法」も国家権力！過度に期待してはいけないんだね

小市民

「司法の独立」って何？中国の裁判所とは違うよね！

法廷）が一例です。住基ネットに「合憲」のお墨付きを与えてしまったわけです。②NHK受信契約の義務規定合憲判決（2017年12月6日最高裁大法廷判決（裁判長・寺沢逸郎長官）も同じですね。（平野）最高裁は、受信機を設置する市民は、受信料を払うのは当然、違憲ではない、とお墨付きを与えたケースですね。

（石村）そうです。

（辻村）いまやNHKは、最高裁の最終的なお墨付きがあるんだ、徹底的に取り立てるぞ・・・といった姿勢を強めているわけです。「違憲訴訟なんかやらないで、あいまいにしておけばよかったのに」という気持ちの市民も多いのではないかと、思いますね。

NHKや国の役人は、司法の「お墨付き」を得て、イケドンドン、止まらない！

小市民

革命的敗北路線では、市民が被害者になるのでは？

（石村）「マイナンバーは違憲だ！裁判だ！」という意見も多いなか、「革命的な敗北はイヤ！」「仕方ないよ！」とさまざまな意見が交差しているわけです。

（辻村）2019年9月26日、神奈川県内の住民ら230人が個人番号の使用差し止めなどを国に求めた裁判の判決公判で、横浜地裁（関口剛弘裁判長）は原告（住民）側の請求を棄却した。同種訴訟では、初の判決です。ここでも、司法は、国家体制の維持を優先する判断をくだしたわけです。

（平野）私たち市民は、司法（裁判所）は国家治安機構の一部であると認めたうえで、あらためて「正義（justice）とは何か」を考える必要がありますね。立法府が、行政主導で、行政が敷いたレールの上を走っているだけでは、世の中はますます悪くなります。スキャンダル追及に熱心でも、国民の人格権（プライバシー）の保護とかの重い課題では腰砕けになる。名ばかり野党、の再生も大きな課題ですね。

◆「マイナシポータル」のおすすめ

（石村）リアルの行政では、目にみえる12桁の背番号（マイナンバー）を使っています。しかし、ネット／オンラインの行政では、背番号から組成された符号、個人識別子、マイキーIDとか使っているわけです。

（平野）確かに、マイナポイントのPRでも、総務省は、マイナンバーは使いません。マイナカードの電子証明書（PKI）から組成される8桁のマイキーIDを使います、といっていますね。

(石村) マイナンバー違憲訴訟、市民運動では、リアル、つまり目にみえる12桁の背番号を攻撃のターゲットとしています。この点について、訴訟や運動などにおいて、背番号から組成された符号、個人識別子、マイキーIDをどう考えるのかも、しっかりと検討することが必要です。

(平野) 大事なポイントですね。

(石村) マイナンバー（背番号）もマイナンバーICカードもなくとも、政府ポータルサイト／プラットフォームを動かせるわけです。ですから、政府ポータルサイトを番号やカードなしのプラットフォームに改造する提案を行う必要があると思います。

(辻村) マイナンバー・マイナカードを使わない「マイナシポータル」の実現ですね。

(石村) そうです。市民や市民団体の多くは、マイナンバーやマイナカードがないと電子政府（マイナポータル）は実現できないんだ、と思い込んでいます。言いかえると、私たち市民は、国の役人に「マインドコントロール」されているわけです。

(辻村) 「マイナシポータル」を実現するためには、マインドコントロールを解く必要がありますね。市民団体は、背番号もICカードも使わないオーストラリア（豪州）の政府ポータルサイト（myGov）などを参考にする必要がありますね。

(石村) そうですね。豪州の政府ポータルサイトでは背番号もICカードも不要です。

(辻村) アマゾンとか民間のプラットフォームでは、背番号やICカード（電子証明書）を使わないのが常識ですから、豪州の場合、政府プラットフォーム

ムでも、民間に倣ったということでしょうけど。

(石村) そうですね。それに、豪州の人口規模（2,502万人超）でも、国民の間に電子政府サービスを普及させるために、国民全員に公的ICカードを保有させるのは至難だからです。また、今日、パソコンに加え、スマホやタブレット端末が中核となる時代にあつて、背番号を格納したICカードを必要とする電子政府は、まさに無用の長物だからです。

(辻村) わが国のマイナポータルでは、セキュリティ対策に電子証明書／PKIを使うから、PKIを格納したICカードが必要になっていますが・・・。

(石村) しかし、ネットで政府ポータルサイトにアクセス（ログイン）する場合のデータセキュリティ対策は、必ずしも電子証明書／PKIを使う必要はないわけです。豪州のmyGovでは、電子申告・電子申請（e-Tax／e-file）を利用する人が望めば、データセキュリティ対策には、ネットバンキングなどで広く普及しているワンタイムパスワード（使い捨てパスワード）を使うことができます。

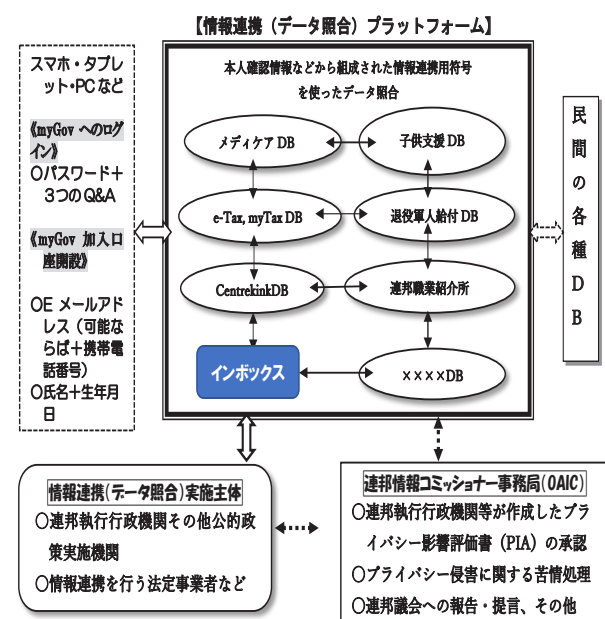
(辻村) 市民や市民団体のなかには、現実（リアル政府）だけで十分だ。「電子（ネット）政府なんかは要らない」と主張するところもあります。しかし、わが国だけが、「ネット政府はいらない」とはいえない時代です。

(石村) そうです。「ガラパゴス化」してしましますからね。市民団体も、時代の流れを受け入れたうえで、新たな「戦略」が必要だと思います。

(平野) 人格権保護をカードにした対案を用意する必要がありますね。

(辻村) 政府プラットフォームについて、オーストラリアモデルを参考に、市民団体は、対案として背番号もICカードも要らない「マイナシポータル」を打ち出す必要がありますね。問題は、対案を実現する政治力です。

●背番号やICカードを使わない政府プラットフォームモデル（豪州のマイガブ）



●リモートアクセスで使われる認証方式：主要なデータセキュリティ対策の選択

認証方式	導入コスト	利便性	なりすまし対応度	マイナス面
○固定パスワード	低	高	低	安全性が低い
○PKI（公開鍵・電子証明書）	中	低	高	運用が煩雑
○ワンタイムパスワード	高	高	高	コストが割高
○生体認証	高	高	高	容認度が低い
○その他（マトリクス認証等）				

◆ M 国党のおすすめ

(石村) 司法が、行政追従で、マイナンバー制度は合憲だとして、国民のプライバシーを積極的に守ろうとしないとしています。この場合には、立法に助けを求めるのも一案です。しかし、共産党や社民党などを除き、他の野党はマイナンバーによる監視国家化問題には無関心を装っています。

(平野) 「音なしの構え」で、もはや過去の問題のような姿勢ですね。

(石村) この流れを変えるには、共通番号いらないネットのような市民団体が、立法府に議席を得て、そこで戦うのも一案です。違憲訴訟を進める市民団体も、「裁判闘争したけど負けた、ご免」では済まされないわけです。背番号やカードを使わない電子政府構想とかを提案していかないと無責任だと思います。

(我妻) 「マイナンバー制度創設の父、ともいえる民主とか世慣れた」名ばかり野党、は、NHK受信料のスクランブル化とか、背番号問題には触れたがらないわけですからね。

(石村) ところが、2019年7月の参院選では、「NHKから国民を守る党」(通称「N国」または「N国党」)が、「シングルイシュー (single issue) 政党」(和製英語では、「ワンイシュー (one issue)」)とっています。)で議席を得ました。確かに、N国は、よくわからない政党です。ただ、目の付け所はいいですね。

(平野) N国、それに、れいわ新選組は、既成の名ばかり野党に一泡吹かせましたからね。

(辻村) 昨年7月の参院選では、「NHKから国民を守る党」(通称「N国」または「N国党」)が議席を得ました。たしかに、この「シングルイシュー (single issue) 政党」は、いまだよくわからないところも多いですね。ただ、石村代表のいうように、既成政党ではできないことを掲げたのは評価できます。

(石村) それから、「消費税廃止」を掲げたれいわ新選組は、得票率2%を上回り、設立から約3か月半で政党要件を満たして諸派から参院議席を持つ国政政党となりました。代表に就任した山本は重度身体障害者、性的マイノリティ、派遣労働者、コンビニ加盟店ユニオンの労働運動家など、社会的弱者を中心に参院選候補者を公示日前日までに9人擁立しました。そして山本自身は東京都選挙区から比例区に移り、かつ比例区特定枠に重度身体障害者2名を選ぶことによって背水の陣を敷きました。

(我妻) シングルイシュー政党は、既存の●●民主党とか、職業として政治家を目指す人たちとは一味違う存在ですね。既存の名ばかり野党、「革新」

カラーは色あせ、国民には給与泥棒のようにみえてしまいましたね。彼ら「名ばかり野党」は、背番号問題に取り組まない、むしろ背番号による国民監視を翼賛する勢力と化していますからね。

(平野) 背番号に反対するウイングも、次の衆院選あるいは参院選にむけて、「マイナンバーから国民を護る党」(仮称)(通称「M国」または「M国党」)の立ち上げも視野にいて、運動をステップアップするのも一案ですね。国政ですから、「市民」より「国民」がベターではないかと思います。

(石村) そうですね。マイナンバーに反対するウイングも、次の衆院選、参院選にむけて、「マイナンバーから国民を護る党」(仮称)(通称「M国」または「M国党」)の立ち上げも視野にいて、運動をステップアップするのも一案です。人材は豊富にいます。このイシュー(争点)では、自治体議員とも連携も広がっていけると思います。資金は、クラウドファンディングで集めるのも一案です。もちろん、クラウドファンディングでの政治活動資金集めと政治資金規正法との関係については、細心の注意が必要ですが……。

(辻村) 確かに、裁判闘争も一理あります。また、ひょこひょこ顔を出してくる国の役人の悪巧みをモグラたたきする市民運動も大事です。しかし、運動を深化させ、個人番号というマスターキーで国民を監視する危ない構想にストップをかけるにはステップアップした戦略が必要です。議員になり、立法府に乗り込み、名ばかり野党の議員を鼓舞する必要がありますね。

(石村) 「M国党」の立上げをすすめたいですね。最高裁が、マイナンバーで合憲判決を下したとします。それでも、M国党で、マイナンバー廃止法案、あるいは背番号とICカード不要の電子政府法案を出すことができます。立法活動に軸足を移すことで、「マイナンバーは要らない」、「マイナシポータル」運動を強めることができます。

◆ むすびにかえて

～「人格権」カードを使って「マイナシポータル」の実現を

(石村) わが国は、中国のような「人格権ゼロ社会」、「データ監視国家(ビッグブラザー)」を目指してはなりません。わが国のマイナポータルは、プラットフォームモデルの電子政府の仕組みです。当初のPRとは異なり、行政の効率化にはまったく役立っていません。むしろ、背番号とICカードをツー

ルとした単なる国民の人格権（プライバシー）を公的に監視するプラットフォームと化しています。サイレントマジョリティ（黙する多数）の一般市民が、最も危惧する方向に進んでいます。市民団体は、国の役人が次々と出してくる愚策のもぐらたたきが続いているだけではダメです。一般市民が離れて行くおそれがあります。戦略が求められています。市民団体は、「人格権」カードを使って、「マイナシポータル」の実現という対案を示して、立法府も巻き込んで「共通番号いらない」運動を深化する必要があります。

（辻村）石村代表、重い提言をありがとうございました。PIJ 25 年のあゆみ、祝 CNN ニュース 100 号発行を記念して、PIJ の古参の運営委員の方々にお集まりいただき、自由に討論していただきました。PIJ の機関紙である CNN ニュースは創刊号からネットで公開しております。こうした公開の仕組みづくりには、中村克己 CNN ニュース編集局長

の多大な貢献があります。読者の皆さま方に感謝を込めながら、お伝えしておきたいと思います。CNN ニュースに目を通してみますと、時代が、紙媒体、リアル経済中心から、電子媒体、ネット（オンライン／デジタル／サイバー）経済中心に大きく移行していることがわかります。当然、背番号問題も、ネット空間にも広がりを見せております。PIJ は、どちらかというと、いわゆる文系の人材で運営されております。ネット経済の広がりに伴うプライバシー問題にはあまり強くないわけです。ただ、法律英語の達人ともいえる石村耕治代表がおります。代表は、新味のある国際的なプライバシー（人格権）問題に精力的に取り組んでおられます。今後とも、石村代表にはご活躍を期待しております。最後になりましたが、討論に参加いただいた PIJ の運営委員の方々にも、心から感謝申し上げます。PIJ と CNN ニュースのますますの発展を願いながら、結びとします。

東京・千代田区 議員会館内集会 ■ 2019.11.20（水）17 時～

「マイナンバーカードの取得強要を跳ね返す院内集会」開催される マイナカードの公務員への取得強要 健康保険証化 マイナポイントプランを排す！

主催：共通番号いらないネット

行政手続を原則として電子申請に統一し、通知カードの廃止やマイナンバー（私の背番号）や個人番号カード（マイナンバーカード / マイナカード）の利用拡大・普及させるためのデジタルファースト法（デジタル手続法）案や改正戸籍法、健康保険法等が、2019 年 5 月 24 日に参院本会議で可決、成立した。

12 桁のマイナンバーが書かれた個人番号カード（マイナカード）の取得は任意のはずだ。ところが、「勸奨」だ、「一斉取得」だの掛け声のもと、公務員証や健康保険証として、公務員や市民になりふり構わずカード取得を強要する政府。カードに書かれたマイナンバーは「見られたら危ない」と言ってきたのではないかと、ところが、「見られても大丈夫」「持ち歩いて大丈夫」と PR し始める始末。危ないマイナカードを持てばマイナポイントで得する、とか言い出した。

政府のマイナカードの強引な普及キャンペーンには、各界から異論が続出している。マイナカード取得強要を市民の力で跳ね返すことは急務だ。

そこで、共通番号いらないネットは、2019 年 11 月 20 日に、東京の参院議員会館において、主催で、「マイナンバーカード拡大ストップ！院内集会」を開催した（*Your Cube* : https://www.youtube.com/watch?v=H6xRjCs_kSA）。

集会では、はじめに共通番号いらないネットの原田富弘・宮崎敏郎・知念稔の各氏が基調報告を行った。また、地方公務員へのマイナカード取得強要問題については全労連から報告があった。マイナンバー制度違憲訴訟については、神奈川弁護団の弁護士から、横浜地裁判決を含め各地での訴訟の進捗状況について報告があった。

報告後、参加者と質疑討論が行われた。PIJ からは石村耕治代表が参加した。石村代表は、現在の市民運動を強化するとともに、マイナンバーやマイナカードを使わない電子（ネット）政府づくりの対案を用意し、政治を巻き込んだ運動を強化すべきである、と檄を飛ばした。

（報告：CNN ニュース編集局）

マイナンバー／IC カードを使わない電子政府のすすめ

— マイナポータルからマイナシポータルへ —

行政の効率化の掛け声に潜むデータ監視国家ドミノ

石村 耕治（PIJ代表・白鷗大学名誉教授）

【内容目次】

◆はじめに～背番号汎用に潜む危ないデータ監視国家ドミノ

- 1 プラットフォームモデルとは何か
- 2 マイナンバー制度とは何か
 - (1) 番号制モデルを点検する
 - (2) マイナンバー（個人番号）、法人番号、共通番号の違い
 - (3) マイナンバー制度はデータ監視社会化のツール
 - (4) マイナンバー汎用によるデータ監視国家ドミノ
 - (5) 効率化を装う危ないマイナカード拡大法の成立
 - (6) 住民票コードと漏れ漏れのマイナンバーとの違い

3 機能不全のマイナポータル（電子政府構想／e-Gov）

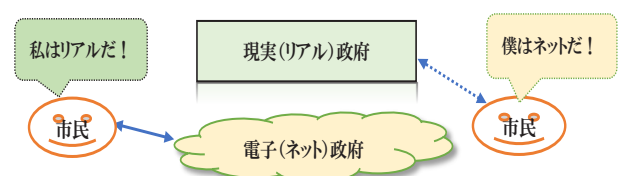
- (1) マイナポータルは動き出したものの
- (2) IC カードを使う「ガラ系」の電子政府モデル
- (3) 国税庁、e-Tax でマイナンバーカード不要に舵を切る
- (4) IC カード不要の豪州の電子政府モデルとは
- (5) データセキュリティ対策で頭の切り換えが必要
- (6) 符号によるデータ照合を放任しておいてよいのか
- (7) マイナンバー制度を問う法廷闘争の光と影
- (8) 生涯不変のパスワード汎用はやめないと
- (9) 「マイナシポータル」、「M 国党」のすすめ

◆むすびにかえて～問われる政策の役人独占

◆はじめに～背番号汎用に潜む危ないデータ監視国家ドミノ

インターネットや AI（人工知能）の発達が、あらゆる分野の仕事や取引に大きな革命を引き起こしている。とりわけ民間取引は、現実（リアル）空間・紙媒体取引から、ネット（オンライン／サイバー／デジタル）取引に大きく移行してきている。こうした流れに呼応する形で、政府（行政）手続も、現実（リアル）空間・紙媒体取引からネット（オンライン／サイバー／デジタル）取引に移行しようということで「電子政府（e-Government, e-Gov）」（政府ポータルサイト）の構築がグローバルな広がりをみせている。

電子（ネット）政府（e-Government, e-Gov）



制度とは、従来の縦割り行政を排し、ネット上でプラットフォームを構築し、そこに各種電子行政サービスを集約し「ワンストップサービス」を実現しようという構想である。わが国の電子政府（e-Gov）／政府ポータルサイトは、汎用の個人識別番号（個人番号／マイナンバー）と IC カード（マイナンバーカード）をツールに、情報連携（データ照合）を行うモデルである。通称で、「マイナポータル」と呼ばれる。

2015（平成 27）年 10 月からマイナンバー（個

人番号)が通知され、2016(平成28)年1月から全国民を背番号で管理する「マイナンバー制度」がはじまった。この制度では、住民基本台帳をもとに、国民一人ひとりに生涯不変の12ケタの背番号を振り、社会保障・税・災害対策、さらには自治体が条例で定める事務などの分野で活用する。行政の効率化が狙いとされる。一方、個人には申請に基づき、IC仕様の個人番号カード(マイナンバーカード)が交付される。これを活用し情報連携(データ照合)を行うマイナポータル(ワンストップ)サービスが2017年から稼働した。

私たち市民は、できるだけ頻繁にパスワードを変えて安全対策を取るように求められる時代である。しかし、マイナンバー制度では、各人に生涯不変の12ケタの番号(パスワード)を付け、個人情報をしてできるだけ幅広く管理・連携する。このため、識者や市民団体などからは、危ない構想で、中国のような市民のプライバシー(人格権)保護が皆無に近い監視国家(ビッグブラザー)につながるのではないかと危惧する声も強い。加えて、政府は、マイナンバーカードの健康保険証や公務員証、学生証や社員証など民間利用の拡大も想定している。こうした政府のマイナンバー／カードの拡大利用プランは、人権に対する計り知れないインパクトがある。政府の政策を鵜呑みにするのではなく、自分のプライバシーをどう護るのかは、私たち市民には重い課題である。政府によるマイナンバー制度の歯止めのない拡大利用による行政の効率化の掛け声に潜む監視国家ドミノの危うさについて、一般市民向けに点検してみる。

1 プラットフォームモデルとは何か

プラットフォームモデルは、ネット上の「道の駅」のようなビジネスモデルである。

営利セクターや政府セクターでのプラットフォームモデルを活用したポータルサイトの構築においては、大きく分けると、次の2つモデルがある。

【図表1】プラットフォームのタイプ

- ①背番号やICカードを使わないモデル
- ②背番号やICカードを使うモデル

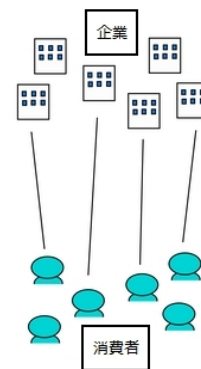
わが国の政府セクターでのプラットフォームモデルを活用したポータルサイト(マイナポータル)は、②背番号やICカードを使うモデルである。

一方、民間ネット企業のビジネスで広く採用さ

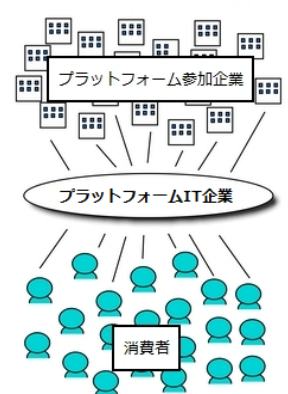
れているプラットフォームは、②背番号やICカードを使わないモデルである。

【図表2】プラットフォームビジネス・モデルとは

従来の消費者—企業との関係



消費者—IT企業(プラットフォーム企業)—参加企業との関係



GAFA【グーグル、アマゾン・ドット・コム、フェイスブック、アップル】や楽天のような営利のプラットフォームIT企業は、さまざまなプラットフォーム参加企業と消費者を仲人するビジネスを展開している。「デジタル・マッチメーカー」とも呼ばれる。従来のように、消費者が企業と直接取引するビジネスモデルとは異なる。

政府セクターにおいては、リアル(現実)空間では、住民と行政機関などと直接接触し、申請や行政サービスを受ける仕組みになっている。一方、プラットフォームモデルの電子政府では、政府ポータルサイト(マイナポータル)を介して、住民と行政機関などがネット(オンライン)申請などをする仕組みである。

民間のプラットフォームIT企業は、背番号もICカードも使わずに、ビジネスをやっている。ということは、背番号もICカードを使わなくとも、プラットフォームモデルの電子政府(政府ポータルサイト)を動かすことは可能である。

事実、オーストラリアの電子政府プラットフォーム「マイガブ(myGov)」では、背番号もICカードも使っていない。スマホ全盛時代に、ICカード必須の電子政府(ポータルサイト)は、似合わないからである。

2 マイナンバー制度とは何か

すでにふれたように、わが国の政府セクターにおけるプラットフォームモデルを活用したポータルサイト(マイナポータル)は、②背番号やICカードを使うモデルである。

(1) 番号制モデルを点検する

各国は、主にリアル行政の効率性を高めることや国民を管理することなどをねらいに番号制度を導入している。それらは大きく3つ（+重種）に分けられる。

【図表3】番号制モデル（方式）の分類

① セパレート・モデル（方式）
分野別に異なる番号を限定利用する方式〔例、ドイツ、イギリス〕
② セクトラル・モデル（方式）
秘匿の汎用番号から第三者機関を介在させて分野別限定番号を生成・付番し、各分野で利用する方式〔例、オーストリア、豪州〕
③ フラット・モデル（方式）
一般に公開（見える化）されたかたちで共通番号を官民幅広い分野へ汎用する方式〔例、アメリカ、スウェーデン、韓国、日本〕

わが国のマイナンバー制度は、③フラット・モデル（方式）の背番号制である。アメリカや韓国などのように、わが国と同様にフラット・モデルを早くから採用する諸国では、なりすまし犯罪、番号の悪用対策に手を焼いている。

(2) マイナンバー（個人番号）、法人番号、共通番号の違い

「マイナンバー」は通称である。正式には「個人番号」という。一方、個人以外に付く番号は「法人番号」という（「法人のマイナンバー」とも呼ばれる）。個人／法人双方の番号を指す場合には「共通番号」という。

【図表4】共通番号法制的な基本的内容

共通番号制		
	個人番号【12桁】	法人番号【13桁】
利用分野	社会保障・税・災害対策等	さまざまな分野（制限なし）
情報連携	○	○
付番機関	J-LIS／ジェイリス*	国税庁
付番範囲	居住個人（外国人も含む）	国・自治体・法人・一定の任意団体
カード	○【身元確認利用可】	×
保護措置	比較的厳格	ほとんどなし

* 地方公共団体情報システム機構

(3) マイナンバー制度はデータ監視社会化のツール

国民情報の国家管理／情報連携システムの考え方が、データ攻撃などからの安全を確保するために、従来の「①中央集約管理型」から「②分散集約管理型」に移行している。マイナポータルは、

②のモデルに基づくシステムである。言いかえると、マイナポータルは分散集約管理型の国民総背番号制の仕組みである。政府がPRするマイナンバー制度の主な狙いと制度に潜む危うさ（負の側面）は、次のとおりである。

【図表5】マイナンバー制度の狙いと制度に潜む危うさ

①政府のPR 1

マイナンバー制度の目的

- ①「行政の効率化」、
- ②「公正・公平な社会の実現」
- ③「国民の利便性の向上」

②政府のPR 2

マイナンバーとマイナンバーカードを使った「電子政府（e-Gov）の実現」を目指すこと（*マイナンバーとマイナンバーカードは、政府ポータルサイト（マイナポータル）を使ったデータ照合（情報連携）の際の各種DB（＝データベース）／サーバーをリンケージする際のツールである。）。

③負の側面1

国民全員に背番号をつけ、実質的には「国民情報の国家管理（分散集約型の管理）」をすることではないか（*データ監視社会の実現、「人間性善説」から「人間性悪説」への転換ではないか。）。

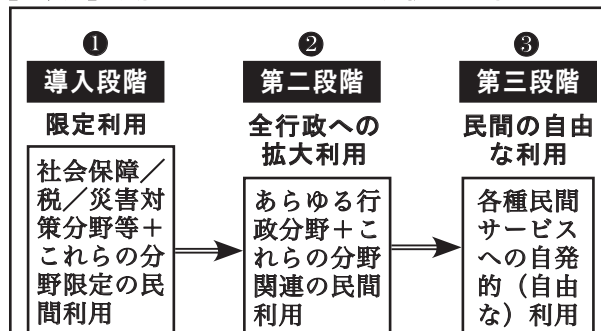
④負の側面2

マイナンバーカードの取得を奨励することにより、実質的な「国内パスポート（inner passport）」として携行の義務化を目指しているのではないか。

(4) マイナンバー汎用によるデータ監視国家ドミノ

マイナンバー制度は、背番号が見えるかたちで汎用（多目的利用）するモデルである。政府は、次のようなマイナンバーの利用拡大の方針を打ち出している。

【図表6】政府のマイナンバーの利用拡大方針



①導入段階（限定利用）

つまり現段階では、マイナンバーは、社会保障／税／災害対策分野等＋これらの分野限定の民間利用に限定される。法認された利用目的を超えたマイナンバーの利用は違法。ただ、違法利用には刑事罰はない。被害者が民事訴訟（損害賠償）で争えるだけである。

②第2段階（全行政への拡大利用）

では、例えば自治体の会議室、市民会館などの使用などにもマイナンバーに提示を求めることができることになる。

③第3段階（民間の自由な利用）

では、例えばJRなど民間鉄道会社が定期券購入者などにマイナンバーの提示を求めることができるようになる。大学が学生証番号として活用することも可能になる。

①導入段階にある現時点では、マイナンバーを悪用した深刻ななりすまし犯罪などは報告されていない。しかし、利用が拡大するに従いジワジワ危なくなることが危惧される。わが国と同じフラット・モデルの背番号制を採用するアメリカでは、社会保障番号（SSN=Social Security Number）を民間の自由な利用をゆるしている。つまり、③第3段階にあり、SSNの悪用、なりすまし犯罪の横行により、手が付けられない状況にある¹。

【図表7】導入段階での個人番号の利用分野のあらまし

社会 保 障 分 野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・その他の分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用
	税分野	国民が国／地方の税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等
	災害防災分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用
	その他自治体条例で定める事務	

マイナンバー制度導入当初から、制度の拡大利用は計画されているが、おおまかなスケジュールは、【図表8】のとおりである。

政府（総理府／総務省）は、マイナンバーカードを健康保険証や公務員の身分証明書、カジノへの入場制限、東京五輪で競技会場への入場監視、図書館の貸出証に活用、さらには戸籍事務のマイナンバー管理など、次々と新たな提案を出している。しかし、どの提案も不透明で、プライバシー権や思想・信条の自由の保護、他人の番号を悪用してなりすまし犯罪対策など、「人権保護」の視角が欠如している。最も市民が嫌がっているの

【図表8】制度実施の主なスケジュール【2015（平成27）年5月以降】

15年10月	個人番号付番、住民票への記載した番号通知カードを各世帯へ送付
16年1月	・個人番号利用開始（申請時に記入等）および個人番号カード交付 ・租税関係では、原則として平成28（2016）年1月1日以降の支払をする際の法定調書から、支払を受ける者と支払者の個人番号または法人番号を記載が必要
17年9月	政府は、戸籍情報をマイナンバーとの連携させることを法制審議会へ諮問
17年11月	【再々延期】情報連携（データ照合）開始
18年以降	金融口座への共通番号の任意適用
21年以降	金融口座への共通番号適用義務化（予定）

が、番号管理の範囲を、証券や銀行に預ける金融資産など金融プライバシーに広げようとしていることである。

（5）効率化を装う危ないマイナカード拡大法の成立

2019年3月15日、政府は、行政手続を原則として電子申請に統一し、マイナンバーの利用拡大とマイナカードを普及させるためのデジタルファースト法（デジタル手続法）²案や改正戸籍法、健康保険法等を国会に上程し、5月24日に参院本会議で可決、成立させた（【図表9】）。これにより、各人のマイナンバーやマイナンバーから組成された個人識別子（個人識別符号）などを活用するとともに、戸籍情報をマイナンバーとの連携することなどして、さらなる効率的な「ワンストップサービス」行政を目指すという。しかし、国民をデータ監視する監視国家（ビッグブラザー）化を推進するプランを一步すすめる法律であるとの批判も強い。

（6）住民票コードと漏れ漏れのマイナンバーとの違い

1999年に成立した住基法改正法に基づき、わが国最初の電子政府構想である住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）は、2002年に一次稼動、2003年に本格稼動した。ほぼ全国の市区町村がネットワークで結ばれた。2003年8月に全国民を11桁の住民票コードで監視する仕組みが稼働した。また、希望者には認証情報を搭載したIC

¹ 拙著『アメリカ連邦所得課税法の展開』（財経詳報社、2017年）641頁以下参照。

² 正式名称は、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」である。

【図表 9】マイナカードの3大分野への拡大する法律のあらまし

デジタルファースト（デジタル手続法） 紙製の通知カードの交付をやめて、マイナンバーカード（マイナカード）の取得率を上げようとする内容。行政手続を原則としてデジタル化することが目的とPRするが、内実は低迷するマイナカードの取得を半ば強制する内容。
戸籍法の改正 戸籍にマイナンバーを紐づけるための法改正。マイナポータルを使った情報連携（データ照合）において、戸籍抄本などの証明書類の添付省略を可能にするもの。これまで区市町村で管理されていた戸籍を「戸籍情報連携システム」を構築することで法務大臣が一括管理できるようにし、戸籍を国家管理することが狙い。
健康保険法等の改正 マイナカードの保険証利用をねらいとする内容。「医療保険オンライン資格確認の導入」とうたい、健康保険証の代わりにマイナカードを使う仕組みをつくるとともに、国民の医療情報をトータルに共有しようというもの。

カード「住民基本台帳カード／住基カード」の発行が開始された。これを利用すれば、住民票の写しが全国どこの市町村でも取れ、転入出手続きが簡単になるとのふれこみであった。しかし、住基ネットは事実上頓挫した。住民票コードは残ったが、住基カードは最終的に廃止される。マイナンバー（個人番号）制度に取って代わられた。住民票コードと個人番号（マイナンバー）との違いを図示すると、【図表 10】のとおりである。

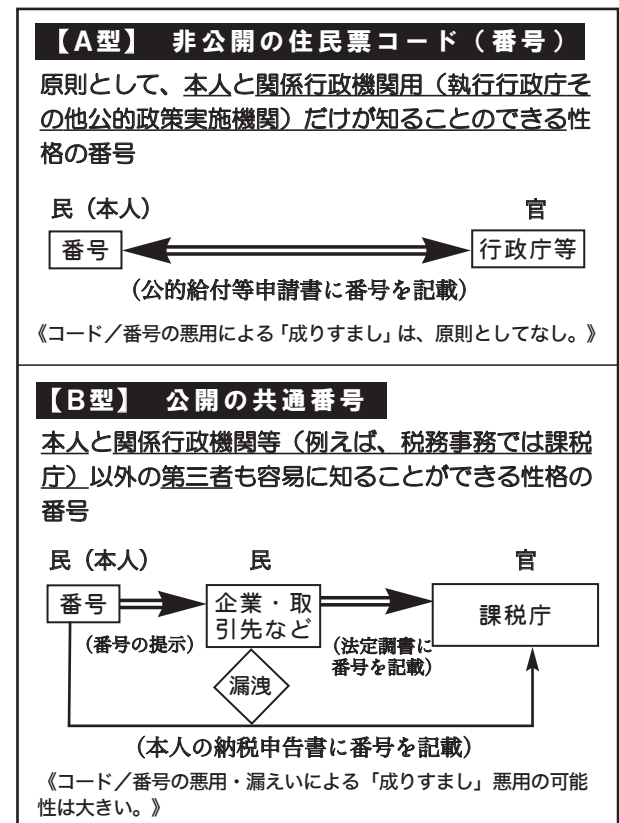
住民票コードでは、①民（個人）－②官の間だけでマイナンバー（個人番号）付き情報（特定個人情報）が流通する。これに対して、共通番号（マイナンバー）制では、①民（本人）－②民（会社などの民間事業者等）－③官（税務署・市役所など）の間で、マイナンバー（個人番号）付き個人情報（特定個人情報）が流通する。②民（会社などの民間事業者等）の特定個人情報をしっかり管理できないとダダ漏れになる。

自治体や企業での特定個人情報の漏洩や紛失が相次いでいる。また、委託先からOKをもらっていない違法な再委託ケースも、公表されているだけでも、425万件以上にのぼっている。2019年11月14日には、22歳の大学生が偽造した他人のマイナンバーカードでスマホを買おうとして詐欺未遂で捕

遂に、マイナカードを偽造する犯罪者が出てきたか！



【図表 10】番号を知ることのできる者の範囲からみた住民票コード&個人番号



まった、と報道されている（読売新聞オンライン 2019年11月16日）。

【図表 11】通知カード、個人番号カードと住基カードの特徴を比べる

通知カード	個人番号カード	住基カード
交付事務は法定受託事務	交付事務は法定受託事務	交付事務は自治事務
紙製	IC仕様	IC仕様
顔写真なし	顔写真を記載（申請書に添付する写真は申請前6ヵ月以内に撮影したもの）	顔写真記載は選択
有効期限の定めなし	有効期限あり：成年10年、未成年5年の方向	有効期限あり（10年）
全住民へ交付／郵送	希望制。交付申請時に本人または法定代理人は4ケタの数字の暗証番号を設定し、カード交付時に提示。	希望制
手数料なし	手数料なし	手数料あり
個人番号は公開利用	個人番号は公開利用	コードは非公開利用

【続き】

通知カード	個人番号カード	住基カード
身分証明書利用は不可	身分証明書利用は可	身分証明書利用が主
電子証明書利用には不適	電子証明書利用可の方向	電子証明書利用可
廃止（新規発行停止）		廃止（新規発行停止）

3 機能不全のマイナポータル（電子政府構想／e-Gov）

政府は、マイナンバーカードを持つ市民は、自宅や勤め先からパソコン（PC）を使いネットでマイナポータルに登録し、リモートログイン（アクセス）すれば、一定の行政申請についてワンストップサービスが受けられるとPRする。

【図表 12】マイナポータルとは何か

マイナポータルとは 各人のマイナンバーで紐付けられたさまざまな個人情報（特定個人情報）を交換・照合して、行政事務の効率化や、不正の防止・摘発などを行う、わが国の電子政府システム（E-Gov モデル） ・愛称：マイナポータル ・法令上の名称：情報提供ネットワークシステム（マイナンバー法 19 条以下） ・通称：政府情報連携（データ照合）基盤
マイナポータルの目的 政府が、原則生涯不変のマイナンバーを使って市民各人の幅広い個人情報を紐付け丸抱えにし、データ照合（情報連携）により一生涯追跡可能なようにネット空間に構築する社会インフラである。

（1）マイナポータルは動き出したものの

実際には、マイナポータルは何度も始動が延期され、2017 年 11 月 13 日からようやく一部運用が開始された。マイナンバー法は、1,872 項目の事務手続きにかかる個人情報を番号管理の対象としている。しかし、当初、情報連携の対象となる事務手続きは 853 項目である。

政府の PR では、電子申請を望む者は、自宅や勤務先のパソコン（PC）から、IC カードリーダー＋自分のマイナンバーカード＋利用者証明用電子証明書パスワード（4 桁の数字）で、マイナポータル（政府ポータルサイト）にログイン（アクセス）でき、手続きをすすめることができるという。政府は、マイナポータルで次のようなサービスの提供を予

【図表 13】マイナポータルのメインメニュー（予定）

情報提供等記録表示（やりとり履歴）	情報提供ネットワークシステムを通じた住民の情報のやり取りの記録を確認できる
自己情報表示（あなたの情報）	行政機関などが持っている自分の特定個人情報を確認できる
お知らせ	行政機関などから個人に合ったきめ細やかなお知らせを確認できる
民間送達サービスとの連携	行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができる
子育てワンストップサービス	地方公共団体の子育てに関するサービスの検索やオンライン申請ができる
公金決済サービス	マイナポータルのお知らせを使い、ネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済ができる
もっとつながる（外部サイト連携）	外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になります

総理府の HP より引用 <https://www.cao.go.jp/bangouseido/myna/index.html>

定している。

①現時点で、マイナポータルで可能な電子申請メニュー

2018 年 10 月時点でのリストが公表されている。マイナンバーカードを使った電子申請窓口で可能な主な電子申請の種類と不要となる書類をリスト化すると、次のとおりである。

【図表 14】情報連携で可能な電子申請の種類と添付不要となる書類の例

電子申請の種類	添付不要となる書類
① 保育園・幼稚園の利用認定（市町村）	生活保護受給証明書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、課税証明書、障害者手帳
② 児童手当の申請（市町村）	課税証明書、住民票
③ 日本学生支援機構への奨学金の申請	生活保護受給証明書、雇用保険受給資格者証、障害者手帳、課税証明書
④ 特別支援教員就学奨励費の申請（都道府県教育委員会）	住民票、課税証明書、生活保護受給者証明書
⑤ 児童扶養手当の申請（都道府県・市町村）	住民票、課税証明書、特別児童扶養手当証書、障害者手帳
⑥ 生活保護の申請（都道府県・市等）	課税証明書、雇用保険受給資格者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
⑦ 特別児童扶養手当の支給の申請（都道府県・市町村）	住民票、課税証明書
⑧ 障害福祉サービスの申請（市町村）	住民票、課税証明書、生活保護受給証明書、障害者手帳
⑨ 障害者・児への医療費補助の申請（都道府県・市町村）	住民票、課税証明書、生活保護受給証明書、特別児童扶養手当証書、障害者手帳

【続き】

電子申請の種類	添付不要となる書類
⑩ 雇用保険介護休業給付金の支給の申請（ハローワーク）	住民票
⑪ 介護保険料の減免申請（市町村）	住民票、課税証明書、生活保護受給証明書
⑫ 出産育児一時金の申請（健康保険組合等）	住民票
⑬ 公営住宅の入居申請（都道府県・市町村）	住民票、課税証明書、生活保護受給証明書、障害者手帳

【参考】<https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/renkei01.pdf>

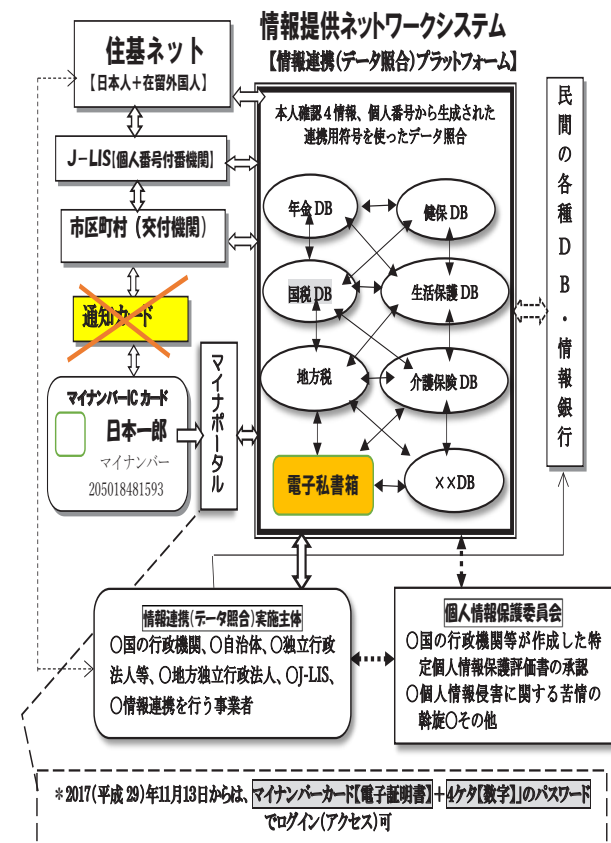
②使い勝手最悪のマイナポータル

政府は、自宅のパソコン（PC）さらにはスマートフォン（スマホ）を使って、無料の通信アプリ・LINEの画面からリンクし、「子育てワンストップサービス」にログインし、保育所の入所申請なども可能になったとPRする。自治体も続々と住民向け「マイナポータル」の運用を始めている。しかし、どの自治体のメニューも、余りにも貧弱である。

しかも、実際、スマホで情報は得られても、マイナンバーカードに格納されている電子認証（公開鍵）がスマホに格納されていないと、電子申請はできない。2017年11月から、一部マイナンバーカードの読み取りに対応した機種で、マイナポータルにログインが可能となった。しかし、すべての機種でアプリが使えるわけではない。マイナンバーカードで情報提供を受けるには、「マイナポータル」にサイトへの登録が必要である。加えて、パソコン（PC）の場合には、ICカードリーダーを買う必要がある。たんに「デジタルデバインド（情報技術格差）」の問題というよりも、ICカードを使った煩雑な手続を強いる電子政府モデルそのものが問われている。

また、多くの自治体では、費用対効果に異論がある。また、対面して家庭状況の聴き取りが必要であるとして、保育所入所などの事務では電子申請対応をしないことにしている。また、ネットで生活保護の申請があったとしても、本人と面談もせずに、判断するわけにはいかない。このように、自治体の現場では、電子手続とマニュアル（手作業）手続の双方に対応せざるを得ない。このことは、プラットフォームモデルのマイナポータルの始動によって、現実には、行政の効率化、どころか、行政の肥大化、が問われている。見切り発車のマイナポータルは、早、頓挫の兆しが見え隠れしている。わが国の1億を超える人口規模では、分散集

【図表 15】 背番号やICカードを使う政府プラットフォームモデル（マイナポータル）



約の一元管理の電子政府の仕組みのフル稼働は至難である。マイナポータルは、永久公共工事になり、血税の垂れ流しにつながる可能性はすこぶる高い。

(2) ICカードを使う「ガラ系」の電子政府モデル

わが国の電子政府モデル（マイナポータル）はICカードを使う。しかし、グローバルにみても、電子政府モデル（マイナポータル）は、ICカードを使う電子政府モデルは、すでにガラパゴス化（ガラ系化）、時代遅れ・陳腐化してきている。なぜならば、ICカード（マイナンバーカード）が普及しないと国民は電子政府（政府ポータル）サイトへログイン（リモートアクセス）ができないからである。

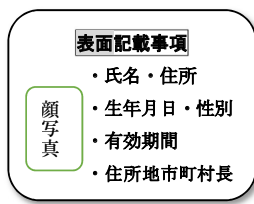
①マイナンバーカード普及率は全人口の1割強

しかも、これまでのマイナンバーカードの交付枚数は、2019年11月時点で全人口の14%程度である。IC仕様のマイナンバーカードの両面には、原則生涯利用の背番号（マイナンバーを含むあらゆる機微な個人情報）が書かれており、持ち歩いて紛失した場合、悪用される心配がある。

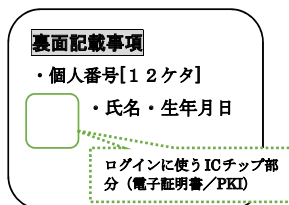
マイナンバーは汎用すればするほど、芋づる式に個人情報が流出する機会が増える。こうした安

【図表 16】 個人番号（IC）カードのイメージ

《個人番号カード「表」》



《個人番号カード「裏」》



全、安心でない IC カードは普及しない。このことは、裏返せば、IC カード必須のマイナポータル（日本型電政府モデル）の安定した運用は、視界不良である。思い切って IC カードを使わない電子政府モデルに転換すればいいものの、国の役人は、血税浪費当り前である。速増殖炉もんじゅの行く末を横目でみながら「知らんぷり」を決め込んでいる。「役人のお任せコース大好き」な政治も、英断できない。

②廃止される住基カード、ガラ系化したマイナポータル

マイナポータルは、始動はできたものの、3,000 億円もの血税を浪費したあげくメルトダウンした住基ネットと同じ運命をたどるのではないかと。共通番号（マイナンバー）制は、既存の住基ネットに接続させたため、その運営費に毎年莫大な血税の浪費が続く。

本来は、新たなマイナンバー（個人番号）を導入しなくとも、既存の秘匿の住民票コード基礎に符号を組成し、各種公開の分野別番号とリンケージしたもっと簡素で、安心・安全な仕組みを構築できたはずである。IT／ICT の素人がみても、ガラパゴス（ガラ系）化したマイナポータルの安定した継続的な稼働は至難である。

（3）国税庁、e-Tax でマイナンバーカード不要に舵を切る

国税庁は、2019（平成 31）年分の納税申告から、個人納税者本人が電子申告・納税（e-Tax）する場合に、マイナンバー（個人番号）IC カード不要とし、手続の簡素化をはかる。

①ガラ系化した IC カード必須方式の e-Tax

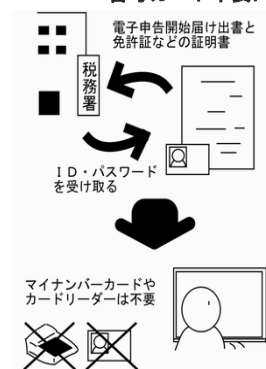
グローバルにみると、多くの諸国では、電子申告（e-Tax／e-file）の普及率は文書申告（paper filing）を大きく上回る。例えば、アメリカでは、連邦個人所得税申告での電子申告比率は、2015 年分申告では、86％である。これが、2022 年分申告では、91％になると予測されている。この背景には、諸外国では、電子申告には、電子証明書（PKI／公開鍵）を格納した IC カードを使っていないことがある。多くの諸国では、代わりに、「データセキュリティ ID が組み込まれた申告シフト＋パスワード（暗証番号）」、あるいは「パスワード（暗証番号）＋3 つの Q&A」などを使う方式を採用している。

②国税庁、IC カード不要の e-Tax へ舵を切る

カードリーダーが必要な IC カードを使う方式の e-Tax 普及のネックになっている。そこで、国税庁は、今回、もう一歩ステップアップして、IC カード不要の e-Tax に舵を切ることを決めた。新しい e-Tax では、マイナンバー（個人番号）カードも、IC カードリーダーも不要である。e-Tax 利用者は、税務署で、申告を始める届出書を提出し、その際に運転免許証など本人確認ができる証明書を提示する。税務署は、e-Tax 用の ID を発行する。

利用者は、パソコンや

【図表 17】 電子申告で、個人番号カード不要に



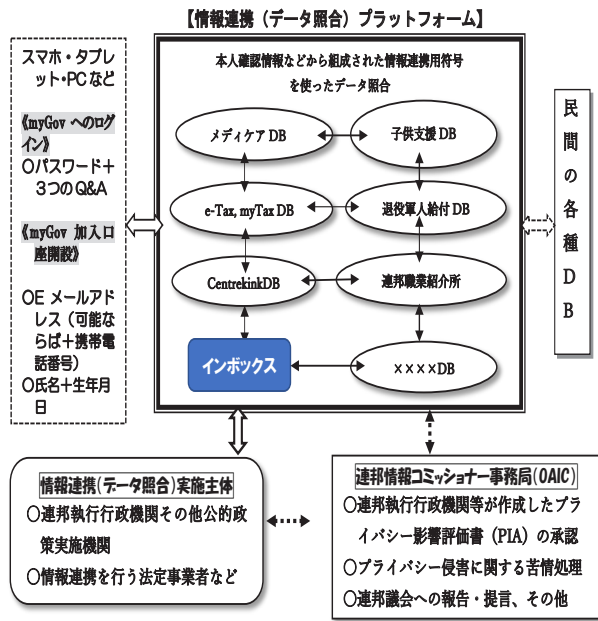
タブレット端末、スマホなどから、受け取った ID とパスワード（暗証番号）を使って、ネットを通じて国税庁のポータルサイトにリモートアクセス（ログイン）し、電子申告（e-Tax）ができるようになる。新しい e-Tax は、2018 年分の申告から可能となった。

翌年分以降も、同じ ID とパスワードを使いネットで e-Tax が利用できる。

（4）IC カード不要の豪州の電子政府モデルとは

オーストラリア（豪州）では、プラットフォームモデルの電子政府（MyGov：マイガブ）を構築した。豪州の電子政府モデル（myGov）では、ネットを通じた政府ポータルサイトへのリモートアクセス（ログイン）の際の本人認証に、共通番号（背番号）も電子証明書（PKI 公開鍵）を格納した IC

【図表 18】 背番号や IC カードを使わない政府プラットフォームモデル（豪州のマイガブ）



カードも使っていない。かわりに、myGov（連邦政府ポータルサイト）へのログインでは、「パスワード（暗証番号） + 3つの Q&A」を使っている。

ちなみに、豪州の myGov では、電子申告・電子申請（e-Tax / e-file）を利用する人が望めば、データセキュリティ対策には、ネットバンキングなどで広く普及しているワンタイムパスワード（使い捨てパスワード）を使うことができる。

【図表 19】 リモートアクセスの際の認証方式：主要なデータセキュリティ対策の選択

認証方式	導入コスト	利便性	なりすまし対応度	マイナス面
○固定パスワード	低	高	低	安全度が低い
○PKI（公開鍵・電子証明書）	中	低	高	運用が煩雑
○ワンタイムパスワード	高	高	高	コストが割高
○生体認証	高	高	高	容認度が低い
○その他（マトリクス認証等）				

（５）データセキュリティ対策で頭の切換えが必要
政府は、マイナンバー IC カードの普及に必死である。この IC カードがないとマイナポータルへのリモートアクセス（ログイン）ができない作りになっているからである。

豪州では、連邦政府ポータルサイト（myGov）

へのリモートアクセス（ログイン）には IC カードは使わない。このため、myGov 利用者は、スマホやタブレット端末を使って、政府ポータルサイト、電子政府サービスにリモートアクセス（ログイン）できる。言い換えると、わが国で求められていることは、マイナンバー IC カードの普及ではない。マイナポータルをマイナンバー IC カード不要の仕組みに改めることである。

国の役人は、背番号と電子証明書（KPI）が入った IC カードがないとプラットフォームモデルの電子政府は構築できないという口ぶりである。しかし、私たち市民は、この役人のマインドコントロールから覚めないといけない。民間のプラットフォームでは、背番号も IC カードもなしで、しっかり動いている。

①主要各国から学ぶ安心・安全な本人確認のあり方

政府は、「個人番号（マイナンバー）カードがあれば、本人確認が簡単」だと盛んに PR する。しかし、両面にセンシティブな個人情報が記載されたマイナンバーカードの常時携行は、紛失すると悪用されるおそれがあり危ない。加えて、4桁の暗証番号が単純だと、マイナポータルへのなりすましアクセス（ログイン）や悪用のおそれがある。

紛失・悪用のマイナス面を考えれば、通知カードと運転免許証など他の ID とで本人確認をした方が安心・安全である。ちなみに、各国のカード交付政策は、【図表 20】のとおりである。

②時代に逆行する通知カードの廃止

これまで、高齢者や危ないマイナンバーカードの生涯管理に自信にない人は、いったんカードを取得していてもそれを返納、紙製の通知カード + 運転免許証などの身分証の活用で、本人確認をする選択ができた。

ところが、すでにふれたように、政府は、デジタルファースト法（デジタル手続法）案を国会に上程し、2019年5月24日に参院本会議で可決、成立させた。この法律は、紙製の通知カードを廃止してマイナンバーカードを普及させることを主な狙いとしている。政府は、「紙製の通知カードを廃止すれば、危なくともマイナンバーカードを持たざるを得ないだろう」という魂胆である。主要各国の例をみればわかるように、紙製の通知カードの廃止は、時代に逆行する。

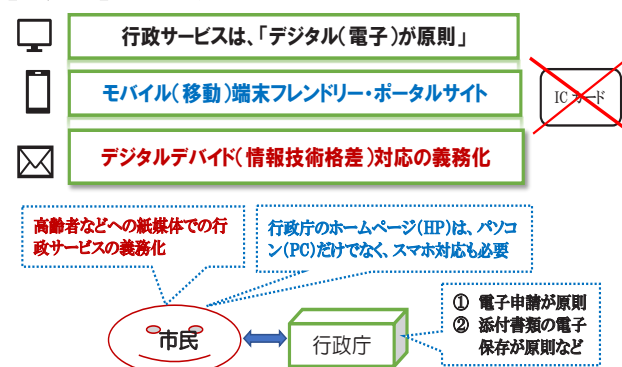
グローバルにみても、電子（ネット）政府の流れは止まらない。しかし、時代は、パソコン（PC）

【図表 20】各国のカード交付政策：米・加・豪では IC カードは不採用

①アメリカ 紙製の SSN (Social Insurance Number / 社会保障番号) を発行しているが、紛失・盗難などで他人に悪用され、なりすまし犯罪などに使われるのを防ぐために、SIN カードを財布やカバンなどに入れて常時携帯をしないように、市民に注意を喚起している。
②オーストラリア TFN (Tax File Number / 納税者番号) を書留郵便で通知しているが、紛失・盗難などで他人に悪用され、なりすまし犯罪などに使われるのを防ぐために、TFN カードは発行していない。
③カナダ プラスチック製の SIN (Social Security Number / 社会保障番号) カードを交付するかたちで各人に SIN を通知していた。しかし紛失・盗難などで他人に悪用され、なりすまし犯罪などに使われるのを防ぐために、2000 年に SIN の民間利用を原則禁止したのに続き、2014 年に SIN カードを交付するのを止めた。現在、「SIN の通知書」(文書)を郵送している。なお、以前交付された SIN カードについては、利用可能だが、財布やカバンなどに入れて常時携帯をしないように、市民に注意を喚起している。

から、IC カード、IC カードリーダーの使えないスマホやタブレット(異動)端末が全盛である。つまり、政府ポータルサイト(電子政府モデル)は、「③モバイル(移動)端末フレンドリー・ウェブсайт」であるように求められている。マイナンバー IC カードと IC カードリーダーがないと政府ポータルサイト(マイナポータル)にリモートアクセスできない電子政府モデルは明らかにガラパゴス化(陳腐化)している。にもかかわらず、闇雲にマイナンバーカードをばら撒こうとする政策は、血税のムダ遣いで、まさに愚策である。明らかに、安心・安全対策、モバイル端末全盛時代、モバイルフレンドリーの流れに逆行する。

【図表 21】世界の流れ～デジタル時代における市民の権利



③デジタルファーストで増す個人情報漏洩や悪用の危険性

モバイルスイカやモバイルTポイント、さらにはペイペイやバンクペイのように、アプリを使ったモバイル(移動)端末決済が主流の時代である。もはやマイナンバーカードのような IC カード主流の時代は過ぎ去っている。危ないからマイナンバーカードは普及しない。住基カードも廃止の憂き目にあった。にもかかわらず、総務省の役人は、マイナンバーカードの取得を国民に強要し、ともかく国民全員に ID カード(国内パスポート／公定身分証)を強制的に携帯させる監視国家をつくらう、と画策。その結果が、2019 年 5 月のデジタルファースト法(デジタル手続法)の成立につながった。デジタルファースト法は、動機が不純な人権侵害のデータ監視国家(ビッグブラザー)づくり計画である。電子政府(マイナポータル)推進は二の次。スタンドアローンの健康保険証カードになっても構わないといった感じで、血税の浪費、国の役人がやりたい放題のようにみえる。

④動機が不純なマイナポイント

当初、政府は、2019 年 10 月の消費税増税に伴う景気対策で、一部自治体がマイナンバー(個人番号)カードを活用して独自発行する「自治体ポイント」の拡充を考えていた。しかし本来民間がやるべきポイント還元事務を自治体(官)がやる必要があるのか、大きな疑問符がついたのである。多くの自治体からブーイングが浴びせられた。そこで、政府は、2019 年 9 月 3 日のデジタル・ガバメント閣僚会議で、「自治体ポイント」制度の実施をやめた。そして、急きょ制度を変更して、全国共通にする国主導の「マイナポイント」制度の実施に転換した。民間の電子マネーやスマホ決済事業者と幅広く連携し、利用者がスマホに入金すると、地域を問わず使えるポイントを国費で上乗せする計画である。20 年 9 月に始めて 21 年 3 月まで、最大で入金 2 万円に対して 5 千円分(25%)を提供する。本人認証やポイント管理にマイナンバーカードに格納された公開鍵／PKI／電子証明書(通称で「マイキー ID」と呼ぶ。)を使う点は相変わらずである。このことから、ポイント利用はカード取得が必須条件である。国民に背番号が記載された危ないマイナンバーカードを取得させ、常時携帯させたい。こんな政府の悪巧みが透けてみえてくるプランである。

ちなみに、政府の消費増税に伴う時限の逆進性

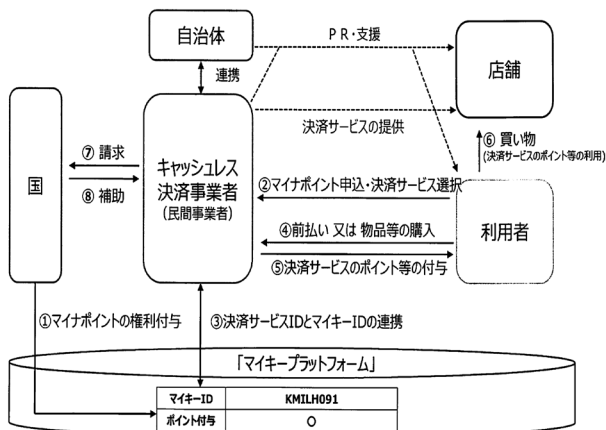
緩和策におけるマイナポイントの所在を表すと、次のとおりである。

【図表 22】政府の消費増税に伴う時限の逆進性緩和策

	対象者	事業実施期間
低所得者／子育て世帯向けプレミアム商品券	住民税非課税者 学齢3歳未満の子 (世帯主)	2019年10月～2020年3月末まで
中小／小規模事業者の店舗で消費者へのポイント還元等の支援策	キャッシュレス決済手段を用いて支払を行う消費者等	2019年10月～2020年6月末まで
マイナポイント	マイナンバーカードを取得し、マイキーIDを設定した人	2020年9月～2020年3月末まで

こうした政府の時限の対応策は、煩雑でわかりにくい。また、零細、中小事業者を生業以外の雑務で振り回している。手続が煩雑で、消費者を混乱させている。

【図表 23】マイナポイントの仕組み



加えて、キャッシュレス比率を高め、課税強化を狙いに、零細、中小事業者の売上や所得把握を高めたいという魂胆も見え隠れする。

一方、「官民連携キャッシュレス・プラットフォーム」の構築、キャッシュレス決済の拡大で、クレジットカード会社や、ヤフーとかラインとかのプラットフォーム IT 企業は、大量の消費者の購買履歴をビッグデータとして吸い上げる好機とみている。収集した消費者の個人データを AI（人工知能）分析にかけ、消費者の知らないところで「信用スコア」で格付けし、消費者の差別化を進めようとしている。

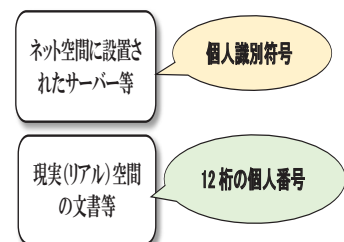
るのではない。こうした消費者の購買履歴などを丸裸にしようとするプラットフォーム IT 企業の差別的な商慣習から消費者を護るには、消費者が匿名で決済ができるように、原則としてすべての事業者現金取扱いを義務付ける必要がある。つまり、キャッシュレス店舗禁止法の制定が必要不可欠である³。

アメリカのマサチューセッツ州やカルフォルニア州サンフランシスコ市などでは、法律や条例で現金払い受付を義務化する法制を敷いている⁴。消費者のプライバシーや現金で取引をする消費者を守り、企業に最終消費者から現金受付を拒否しないように義務付けるためである。

これまで、アメリカでの現金払い取扱義務化法は、州や自治体レベルの規制が中心であった。しかし、2019年5月9日に、連邦議会に、議会民主党下院議員が、全米規模でのキャッシュレス小売店舗などの規制を目指し、現金取扱いを義務化する法案を提出した。法案名は、2019年下院法案2630号【現金は常に尊ばれるべきである法（CASH=Cash Always Should be Honored Act of 2019）】である。

（6）符号によるデータ照合を放任しておいてよいのか？

住基ネット違憲訴訟最高裁判決では、「システム上、住基カード内に記録された住民票コード等の本人確認情報が行政サービスを提供した行政機関のコンピュータに残る仕組みになっていないから、合憲である」とし違憲の訴えを退けた（最高裁2008年3月6日第一小法廷判決・民集62巻3号665頁）。最高裁は、巨大な個人情報を集積するデータベース（マイナポータル）の構築も、データ照合や連携も、見える12桁の番号そのものを使わなければ違憲にならない、としたわけである。この判決を受けて、マイナポータルその他政府のデータベース（DB）、サーバーでの個人データの紐づけ、やり取り（データ照合や連携）には、12ケタの個人番号ではなく、番号から組成された目にみえない機関別符号【情



³ 拙論「アメリカ諸州の現金払い受付義務化法」CNN ニュース 98 号参照。http://www.pij-web.net/

⁴ 拙論「米国の小売店舗などでの現金取扱義務化法制に学ぶ」中小商工業研究 143 号参照。

報提供用個人識別符号 (personal identifier)」、情報連携用符号、オンライン識別子、シリアルナンバーのような識別子を使っている。

政府は、こうした個人識別子は、サーバーに残しても、住民票コードや個人番号 (マイナンバー) ではないから問題がない、合憲である、との解釈にたっている。こうなると、ネット空間での個人識別子の法規制を問う必要がでてくる。

わが国は、2020年に現行の個人情報保護法を見直す予定である。しかし、政府は、企業利益を付度し、個人識別子の利用規制には及び腰である。この点、EU (欧州連合) のGDPR (一般データ保護規則)⁵ やアメリカ・カリフォルニア州のCCPA (加州消費者保護法) などでは、クッキーその他の符号を含む個人識別子を個人情報のカテゴリーに入れて厳しい法規制をかけている⁶。わが国の個人情報保護法制は3階建てで、しかも各自治体の個人情報保護条例は千差万別である。こうした整合性のない個人情報保護法制のもとで、行政が個人番号から組成する符号や個人識別子などを含め、どのように厳正に規制するのか、早急に検討を開始する必要がある。

(7) マイナンバー制度を問う法廷闘争の光と影

市民団体は、住基ネット違憲訴訟、そして、マイナンバー違憲訴訟を起こして戦っている。確かに、司法権限は、立法や行政からは独立して行使するものとされている。しかし、裁判所の判決は、行政寄りのものが多いのが現実である。裁判所は、「法の番人」で、公平で、市民の味方と考える人も多い。ふつうの市民はナイーブです。法廷闘争をすれば、裁判所は市民に味方をしてくれる、と考えている。憲法が保障する「三権分立」とは、国家権力を3つの分けているだけで、司法、その本質は国家権力であることを認識しないといけない。裁判闘争をする場合、その「負の側面」についても注意する必要がある。①住基ネット最高裁合憲判決 (2000年3月6日最高裁第一小法廷) が一例である。住基ネットに「合憲」のお墨付きを与えてしまったわけである。②NHK受信契約の義務規定合憲判決 (2017年12月6日最高裁大法廷判決 (裁判長・寺沢逸郎長官) も同じである。

最高裁は、受信機を設置する市民は、受信料を払うのは当然、違憲ではない、とお墨付きを与えた。いまやNHKは、最高裁の最終的なお墨付きがあるんだ、徹底的に取り立てるぞ、といった姿勢を強めている。「違憲訴訟なんかやらないで、あいまいにしておけばよかったのに」という気持ちの市民も多いのではないかな。

「マイナンバーは違憲だ！裁判だ！」という意見も多い。2019年9月26日、神奈川県内の住民ら230人が個人番号の使用差し止めなどを国に求めた裁判の判決公判で、横浜地裁 (関口剛弘裁判長) は原告 (住民) 側の請求を棄却した。同種訴訟では、初の判決である。ここでも、司法は、国家体制の維持を優先する判断をくだした。私たち市民は、司法 (裁判所) は国家治安機構の一部であるべきなのか、そうであってはならないのか、あらためて「正義 (justice) とは何か」を考える必要がある。マイナンバー制度が行政主導でステップアップし、立法府が自らのヘゲモニーを発揮せず、行政が敷いたレールの上を走っているだけでは、世の中はますます悪くなる。スキャンダル追及には熱心でも、体を張って国民のプライバシーを守ろうとしない名ばかり野党の再生も大きな課題である。

(8) 生涯不変のパスワード汎用はやめないと

なりすまし犯罪、番号の悪用に備えるために、できるだけ頻繁にパスワードを変えるように求められる時代である。人生100年構想も出現している時代に、同じ12桁のマイナンバー (パスワード) を、いわば「マスターキー」として生涯にわたり汎用する政策は、愚策である。また、マイナンバー+基本的個人情報を満載したICカード (マイナンバーカード) を携行、汎用させる政策も愚策である。なぜならば、マイナンバーカードは、紛失したら、芋づる式の個人情報が流出し、なりすまし犯罪などに悪用される危険性がすこぶる高いからである。

わが国の電子政府 (マイナポータル) は、ポータルサイトへのログイン (アクセス) に、「IC [公開鍵／PKI／マイキーID] カード (マイナンバーカード) +パスワード」を使うモデルである。しかし、スマホやタブレット端末が主流の時代にあつて、ICカードやカードリーダーがないと政府ポー

⁵ 拙論「市民不在のGAF A／巨大プラットフォーム企業封じ込め策のゆくえ～わが国はEUのGDPRに学んではどうか？」月刊社会党2019年4月号参照。拙論「Q&A EU一般データ保護規則 (GDPR) とは何か」CNNニュース94号8頁以下参照。

⁶ 石村耕治・菊池純「対論：カルフォルニア消費者プライバシー法 (CCPA) を読み解く」CNNニュース98号11頁、22頁以下参照。

タルサイトへのログイン（アクセス）にできない電子政府モデル（マイナポータル）は、時代遅れ、ガラパゴス化（ガラ系化）している。ユーザーズフレンドリーな仕組みとはほど遠く、利便性が悪すぎる。危ないマイナンバーやICカード（マイナンバーカード）の廃止を含め、抜本的な見直しが必要である。

マイナンバー制度の導入、国の役人主導の利用エスカレート政策で、国民の個人情報／プライバシーの国家管理に歯止めがかからなくなってきている。行政の効率化などは二の次で、国家による国民のデータ監視がむき出しになってきている⁷。国民は、中国のようなデータ監視国家（ビッグブラザー）化を望んではない。無原則な番号の利用拡大や番号カードの取得強要は、憲法違反ではないか。憲法 29 条を読めばわかるように、わが国は資本主義の国である。国家が、国民を逐一監視し、国民の金融プライバシーや実物資産情報に過度に関与するのは、憲法 13 条ともぶつかる。

政府は、マイナンバー（背番号）の民間機関での自由（自発的）な利用を進めている。しかし、フラット・モデルの背番号の民間利用を無原則に進めて行けば、わが国社会は、いずれアメリカや韓国のように、背番号を悪用したなりすまし犯罪者天国と化し、手が付けられなくなる。わが国は、なりすまし犯罪者が闊歩する社会とならないように、マイナンバーのエスカレート利用、とりわけ民間機関による自由（自発的）な利用を厳禁すべきである。同時に、現在の個人情報保護委員会の独立性を問い、その権限を現行の民間機関の特定個人情報の取扱監視に加え、行政機関の特定個人情報の取扱の監視もできるように拡大し、官の番号濫用もチェックできるようにすべきである。

危ないマイナンバーの民間利用をエスカレートさせればさせるほど、セキュリティ対策の必要性が高まり、IT 企業の利権にはつながる。しかし、こうした負の連鎖を断ち切らなければ、半永久的な公共事業になり、血税の浪費は止まらなくなる。3000 億円もの血税を浪費したあげく頓挫した住基ネットをいまだ存続させているためにその運営費に毎年 120 億円もの血税の浪費が続く。

民間企業などのマイナンバー関係事務費負担も重く、巨額にのぼる。従業者などから提出を受けたマイナンバーの安全管理義務など、企業（事業者）が強いられるタダ働きの事務量は尋常ではない。

血税を使って仕事をしている各省庁、個人情報保護委員会などのお役人は、マイナンバーの安全管理ガイドラインなどを公表・頻繁に改訂して、企業（事業者）に厳しい賦役（安全管理義務）を課して平然としている。しかし、国の役所は、こうした賦役・規制で、血税を必死で納めている事業者の生業に過重な負担をかけ、苦役を課してはいけない（憲法 18 条）。事業者に対する過重なマイナンバーの安全管理義務は、営業の自由の侵害にもつながりかねない。できるだけ、民間企業には直接マイナンバーを提出する必要がないようにし、マイナンバー付き個人情報（特定個人情報）の流出リスクを防ぐとともに、企業の負担（受忍義務）を軽減すべきである。とりわけ、零細事業者には正当な補償が必要である。

政府は「マイナンバー制度で行政を効率化する」と PR するものの、市民はその恩恵をまったく実感できていない。今般の度重なる災害でもマイナンバー制度が役立ったとの声は聞こえてこない。逆に、マイナンバーの汎用、電子化で複雑化する行政手続に戸惑い、デジタルデバイド（情報技術格差：情報技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる格差）に悩む市民の方が多いのではない。自治体の現場では、新たな電子手続に加え、従来からの手作業（マニュアル）での手続にも対応しないといけない。現実には、行政の効率化、どころか、行政の肥大化、に悩まされている。ガラ系化したマイナポータルを使った情報連携で、行政手続の簡素化・効率化が本当に正夢になる日がくるのであろうか。大きな疑問符がつく。

（9）「マイナシポータル」、「M 国党」のすすめ

司法が、行政追従で、マイナンバー制度は合憲だとして、国民のプライバシーを積極的に守ろうとしないとする。この場合には、立法に助けを求めるのも一案である。しかし、共産党や社民党などを除き、他の野党はマイナンバーによる監視国家化問題には無関心を装っている。この流れを変えるには、共通番号いらないネットのような市民団体が、立法府に議席を得て、そこで戦うのも一案である。その他の市民団体も、「裁判闘争したけど負けた、ご免」では済まされないわけである。背番号やカードを使わない電子政府構想とかを提案して、フォローアップしていかないと無責任だと思う。

⁷ 白石孝・石村耕治・水永誠二編著『共通番号の危険な使われ方』（現代人文社、2015 年）参照。

「マイナンバー制度創設の父」ともいえる民主とか世慣れた「名ばかり野党」は、NHK受信料のスクランブル化とか、背番号問題には触れたがらない。ところが、2019年7月の参院選では、「NHKから国民を守る党」（通称「N国」または「N国党」）が、「シングルイシュー（single issue）政党」（和製英語では、「ワンイシュー（one issue）」ともいう。）で議席を得た。確かに、N国は、よくわからない政党である。しかし、N国や、「消費税廃止」を掲げるれいわ新選組は、既成の名ばかり野党に一泡吹かせた。既成政党ではできないことをマニフェストに掲げたのは評価できる。

れいわ新選組は、得票率2%を上回り、設立から約3か月半で政党要件を満たして諸派から参院議席を持つ国政政党となった。代表に就任した山本は重度身体障害者、性的マイノリティ、派遣労働者、コンビニ加盟店ユニオンの労働運動家など、社会的弱者を中心に参院選候補者を公示日前日までに9人擁立した。そして山本自身は東京都選挙区から比例区に移り、かつ比例区特定枠に重度身体障害者2名を選ぶことによって背水の陣を敷いた。マイナンバーに反対するウイングも、次の衆院選、参院選にむけて、「マイナンバーから国民を護る党」（仮称）（通称「M国」または「M国党」）の立ち上げも視野にいて、運動をステップアップするのも一案である。

確かに、裁判闘争も一理ある。また、ひょこひょこ顔を出してくる国の役人の悪巧みをモグラたたきする市民運動も大事である。しかし、運動を深化させ、個人番号というマスターキーで国民を監視する危ない構想にストップをかけるにはステップアップした戦略が必要である。

「M国党」の立上げをすすめたい。最高裁が、マ

NHK受信料、背番号では、裁判所も名ばかり野党も、味方してくれない



立法府で戦う！「N国党」なるほど。「M国党」で、戦うしかないか

イナンバーで合憲判決を下したとする。それでも、M国党で、マイナンバー廃止法案、あるいは背番号とICカード不要の「マイナシポータル」の電子政府法案を、他の野党と連携して国会に出すことができる。立法活動に軸足を移すことで、「マイナンバーは要らない」運動を強めることができる。

◆むすびにかえて～問われる政策の役人独占

わが国では、政策を行政府の役人が独占する体制が久しく続いてきた。立法府は、法律づくりを行政府に任せ、行政府へのロビイストのような存在になりさがっている。大学の研究者や識者、マスメディアのなかにも、行政府の腰巾着のような存在に甘んじている連中があまりにも多い。こうした大政翼賛的な仕組みのもと、行政府の役人は政策を意のままに操れる仕組みになっている。

議員が、市民の声に耳を傾けてしっかりと政策を考え、議員立法をしないと、行政の効率化の掛け声に潜む背番号制を使ったデータ監視国家ドミノにストップがかからない流れは変わらないのではない。わが国は国民の人格権を尊重し、中国のようなビッグブラザー（データ監視国家）化を批判できる資格のある国でなければならない。そのためにも、データ監視国家ドミノにつながる背番号や背番号カードを使わない電子政府「マイナシポータル」の構築に向けて知恵を絞らないといけない。

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)

東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021
Tel/Fax: 03-3985-4590 Eメール: wagatsuma@pij-web.net

編集・発行人 中村克己

Published by

Privacy International Japan (PIJ)

IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro

Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan

President Koji ISHIMURA

Tel/Fax +81-3-3985-4590

<http://www.pij-web.net>

2020.1.10 発行 CNN ニュース No.100

入会のご案内

季刊・CNNニュースは、PIJの会員（年間費1万円）の方だけに送っています。入会はPIJの口座にお振込み下さい。

郵便振込口座番号

00140-4-169829

ピー・アイ・ジェー (PIJ)

NetWork のつづき

・CNNニュースは、「監視国家化ストップ！」の戦いの連続で、100号を迎えた。経済も行政も、リアルからネットに拡大、AIなどの先端技術の展開の加わり、人格権の保護は新たな次元に入っている。今後とも、市民の人格権保護に向けて、臆々と発信していく。(N)